

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和4年6月24日（金） 午後1時30分から
午後4時46分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、吉竹悟、鴛海豊、原田孝司、小嶋秀行、戸高賢史、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 大塚浩 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第57号議案のうち本委員会関係部分、第58号議案、第59号議案、第60号議案及び第61号議案については可決すべきものと、第2号報告のうち本委員会関係部分、第3号報告及び第4号報告については承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
また、請願17及び請願18については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (2) 陳情43、陳情45及び陳情48について質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 大分県福岡事務所の移転について、大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）について及び別府総合庁舎建替事業についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査について検討した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
政策調査課政策法務班	主事	阿南香菜子

総務企画委員会次第

日時：令和4年6月24日（金）13：30～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：30～14：30

(1) 付託案件の審査

第 57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 2号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について
（本委員会関係部分）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 48 大分県版地方創生の不正問題について

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①大分県外国人総合相談センターと市町村との連携について

(4) 諸般の報告

①大分県福岡事務所の移転について

②大分県立総合文化センター及び大分県立美術館の指定管理者更新について

③大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）について

(5) その他

3 総務部関係

14：30～16：20

(1) 付託案件の審査

第 57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 58号議案 大分県税条例の一部改正について

第 59号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（農林水産委員会及び文教警察委員会へ合い議）

第 61号議案 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

第 2号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について
（本委員会関係部分）

第 3号報告 令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第3号）について

第 4号報告 大分県税条例等の一部改正について

請 願 17 消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出について

請 願 18 消費税インボイス制度実施の延期や中止を求める意見書の提出について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 43 海の日を7月20日に固定化することを求める意見書の提出について

陳 情 45 対外的情報省の設立を求める意見書の提出について

(3) 県内所管事務調査のまとめ

(4) 諸般の報告

①指定管理者の更新について

②公金納付キャッシュレス対応の拡大について

③別府総合庁舎建替事業について

(5) その他

4 協議事項

16:20～16:30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として堤議員に御出席いただいています。委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に発言願います。

なお、本日の委員会でも資料はタブレットを利用して説明いただきますが、今回から委員も執行部もサイドボックスという資料共有ソフトを利用します。紙資料も用意していますが、できるだけタブレットを御利用いただきたいと思います。執行部の皆さんも、不慣れな点があると思いますが御協力をお願いします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件、報告3件、請願2件です。

また、付託外案件として陳情が3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

大塚企画振興部長 それでは、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

資料の2ページをお開きください。

左から3列目補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回2億36万8千円の増額をお願いします。

その左隣の既決予算額（A）99億9,866万6千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）+（B）は101億9,903万4千円となります。

今回の補正予算案の内容ですが、ウクライナから避難された方に対する支援のほか、燃料高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通の運行継続支援や燃料サーチャージ制度の理解と導入の促進を図るために、貨物自動車運送業の取引環境の実態調査を実施するものです。

各事業の詳細については、担当課長から説明します。

三股国際政策課長 3ページをお開きください。ウクライナ避難民緊急支援事業800万円です。

これは、ウクライナから県内に避難された方の生活を支援するため、県、受入市町村及び関係団体で組織したウクライナ避難民支援協議会に、ふるさと納税制度を活用し、多くの方に賛同いただいた寄附金を拠出するものです。

避難民の状況です。全国では6月8日時点で1,243人、大分県内では現在、日田市と別府市の2市に、合わせて9世帯24人が戦火を逃れ避難しています。受入直後から支援活動を行うNPO法人や両市をはじめとした多くの皆様と連携して、県内で安心して暮らせるよう生活支援、日本語教育、就学や就労など多面的なサポートを行っています。その一方で、ウクライナ国内での戦闘は今なお継続しており、避難の長期化や避難民のさらなる増加が懸念されています。

そこで、避難している皆さんを支援するため、4月11日から60日間にわたり、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを募集しました。寄附金額は6月10日の締切時点で目標額の500万を超える772万3千円となっています。

募集期間の終了後も問合せが続いており、寄附の申出があれば、引き続き受け入れていきたいと考えています。

寄附金の具体的な配分ですが、避難されている皆さんの状況を踏まえて、協議会において決定することとなりますが、各個人への応援金の支給やNPO法人等の支援団体が行う活動への助成などに配分する予定となっています。

遠藤交通政策課長 資料4ページをお開きください。地域公共交通燃料高騰緊急支援事業1億7,991万6千円です。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料価格高騰により厳しい経営状況にあ

る地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、乗合バス及びタクシーの各事業者に対し、各燃料費の県内市場価格と過去3年平均の差額に対して費用の一部を助成するものです。

具体的な内容については、資料の燃料費助成の表を御覧ください。まず、乗合バスは軽油車を対象に使用した軽油1リットル当たり20円を上限に、タクシーはLPガス車を対象に使用したLPガス1リットル当たり10円を上限。ガソリン車は1リットル当たり20円を上限。軽油車の場合は乗合バスと同様に1リットル当たり20円を上限で助成するものです。

なお、補助対象期間は令和4年4月1日から9月30日としています。県としては、地域公共交通事業者への事業継続支援を通じて、地域公共交通の維持、確保に努めます。

次に、資料5ページをお開きください。貨物自動車運送業取引環境緊急調査事業1、245万2千円です。

これは、燃料価格が高騰する中、県内の物流取引の適正化に向け、製造業や卸売業といった荷主800社と貨物自動車運送事業者200社に対して取引環境の実態調査等を行い、現状の課題を洗い出し、燃料サーチャージの理解と導入の促進を図るものです。

事業概要と取組スケジュールについて説明します。資料の中段左の①を御覧ください。

まずは、県において7月から8月にかけて荷主やトラック協会員に対するアンケート調査を実施し、燃料価格高騰を受けた運賃の見直し状況等を把握します。調査結果はトラック協会等と共有し、様々な取組に活用していきます。

その一つとして、資料左下②を御覧ください。県の運輸事業振興助成補助金を活用して、トラック協会が実施している研修会や啓発活動の強化を図り、協会員に対する適正運賃契約への見直しに向けた機運醸成を図ります。

また、③にあるとおり県としても価格転嫁の働きかけ強化の取組として、8月9月の価格交渉促進月間において、県内6会場で価格交渉促進セミナーを開催し、荷主等に対して価格転嫁への理解と協力を促します。

そして④にあるとおり、こうした取組を実施した上で、最後にフォローアップとして調査を行った荷主等に対して、再度アンケートを行い、取組の成果や課題を分析し、今後の対策につなげたいと考えています。

県としては、これらの取組を総合的に実施し、燃料サーチャージ制度の理解と導入を促進していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑はありませんか。

末宗委員 まず3ページ、ウクライナ避難民緊急支援事業で800万円ほど出しているんだけど、日本は武器も何も送れず、援助するわけでもないんだけど、避難民24人で800万円とは何か安い気がしてね。1人50万円ぐらい出せばいいのと感じるんだけどね。就職とかする前に、まずは生活支援としてね。こういうケチな予算を付ける理由をちょっと教えてもらいたい。

三股国際政策課長 県としても人道的支援の必要性があり寄附を募った状況で、政府が国で受入れをした避難民の方の経済的支援等を行う。あわせて、日本財団が国で受け入れた方以外、身元引受けがいる方——大分県に避難されている方と同じ状態の方ですが、こういう方に対しても総額50億円の支援を行うことを表明しています。

受入先の別府市、日田市の両市においても寄附を募り、別府市では現在1千万円を越える寄附が、日田市でも600万円を越える寄附が寄せられている状況なので、そういったものをあわせて総合的に支援を行っていききたいと考えています。

末宗委員 質問の趣旨は、何で小さくてケチ臭いような予算にするのかと聞いたわけや。別府市も日田市もあるだろうけど、別府市、日田市とは別に、県は県の考えでいくら援助できるはずなんだから、そこら辺の意思はなかったかを聞きよんのや。

三股国際政策課長 まずは人道的支援に共感いただいた皆様の寄附を充当した事業を実施する

ことを考えています。

末宗委員 まあ、今後頑張ってくれ。

それともう一つ、5ページの貨物自動車運送業取引環境緊急調査事業で、これはトラック協会のことじゃないかなと僕は思ったんだけど、トラック協会はいろいろ不祥事をたくさん起こしてね、補助金もいっぱいやっているんだけど、今現在のトラック協会の状況はどうだろうかなと思って、ちょっと聞きたいんだけど。

遠藤交通政策課長 過去にいろいろありましたけれども、現在トラック協会についてはしっかりと適切に業務を行っているものと認識しています。我々も毎年、運輸事業振興助成補助金という形で支援しており、組合員に対する教育や啓発、また環境対策、安全対策等しっかりとルールにのっとって事業しているものと認識しています。

末宗委員 適切と言うけど、この予算自体が僕は適切だと思ってないよ。選挙で作った予算やからね。これは元々が、自民党が選挙のときに票が欲しくてトラック協会にやった予算なんや。それが適切に運営されているかどうかと言われても納得はできないんだけど、そこら辺はどう認識しているんかね。

遠藤交通政策課長 今回の貨物自動車運送業取引環境緊急調査事業については、コロナ対策として実施する……

末宗委員 いや、今回じゃない。トラック協会のことを聞いている。

今吉委員長 通常の予算。

末宗委員 そうそう。トラック協会自体が、そういう今……

今吉委員長 5ページの予算じゃなくてということですか。

末宗委員 予算もその中にまた出てくるんだろうけど。

今吉委員長 これとは別の予算のことですよ。

末宗委員 そうそう。県の予算で別個に直接。確か毎年、県に1億5、6千万円が国から来てやりよるはずなんじゃ。それにプラスして、またこれなんよ。

遠藤交通政策課長 これまでトラック運送業に

対して支援しているのは、さきほど申し上げた運輸事業振興助成補助金という形で、軽油引取税の32円分を、委員御指摘のとおり毎年約1億6千万円程度支援しています。（「そうよね」と言う者あり）これについては、日々のドライバーの安全教育又は環境対策等で適切にルールにのっとって使っています。それらについては我々も毎年度、トラック協会から事業報告も受けて、しっかりとチェックもしており、何ら問題はないものと認識をしています。

今吉委員長 末宗委員、いいですか。（「まあよかろう」と言う者あり）

ほかにありませんか。

原田委員 ウクライナ避難民緊急支援事業ですけど、実は私の家の近くにある市営住宅に入られていて、時々お顔を見るので頑張ってもらいたいと思いますが、今のところ生活支援のお金になるんでしょけど、これから自立していくためにはやっぱり就労とかが必要になってくると思います。

資料を見ると、既に数人が就労を開始しているとありますが、これから自立するための就労支援というか、その辺はどう考えているのかをぜひ聞かせてください。

三股国際政策課長 御指摘のとおりだと思います。現在就労している方については、日本語がある程度話せる方となっています。

やはり日本で仕事をしていくとなると、コミュニケーションの問題があるので、日本語をまず修得していただくこと、日本語教育なども書いていますが、日本語の修得に今努めていただいています。あわせて心理的なケア、心が落ち着いて、日本語を修得して、それから就業の働きかけをする流れになっていくと思っています。

原田委員 頑張ってもらったねと言ったら、よろしくねと言われたので、結構通じていると思ったわけです。そういった地域の住民の方を含めて、やっぱり支援の気持ちを大切にして、これから頑張ってもらいたいと思いました。

小嶋委員 関連ですけど、今の24人のほかに日田や別府、そのほかの自治体で把握している数が可能性としてあるのかどうかだけ教えてく

ださい。

三股国際政策課長 可能性としてはまだあります。今、別府で支援していただいているNPO法人のBeautiful Worldですが、こちらにいくつか問合せが来ているとの話もありますし、国が受け入れた身元引受けのない方、この方については地方公共団体や企業、支援を表明しているところに引き継ぐ流れがあるので、そこでマッチングがあって、県内で受入れを表明している市に避難民の方が入る可能性もあります。

今吉委員長 ちょっと関連ですけど、このウクライナの避難民は、落ち着くまでずっと受け入れることになるんですか。

三股国際政策課長 そうなると思います。今のところ特定滞在という状態で、1年間の有効ビザになっているので、引き続き1年を超えて、このままとどまることになれば、ビザを更新していくことになると思います。

今吉委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

藤川おおいた創生推進課長 令和3年度の補正予算の専決について説明します。資料6ページをお開きください。

既に配付している令和3年度補正予算に関する説明書の44ページと同じものを掲載しています。赤い四角囲みの部分を御覧ください。地域活力づくり総合補助金の減額6,212万7千円です。

これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、既に採択していた事業が補助事業者から取り下げられたことや、相談のあった案件が翌年度に先送りされたことなどにより、補助金の不用額が発生したものです。

総合補助金については、新型コロナウイルス感染症の収束を見越して社会経済、地域社会の再活性化を強力に後押しするため、第1回定例会で議決いただいた補正予算においても予算を確保していましたが、第6波の影響が長引いたことにより、想定より多くの事業が実施できず不用額がさらに発生したため、最終専決で減額補正するものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、本報告の採決は総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めます。

藤川おおいた創生推進課長 資料の7ページをお開きください。

本陳情は、資料の左に記載している4点について県民への説明責任を果たすことを求めるものです。1点目は1期、2期全ての大分県版地方創生の検証と総括についてです。2点目は県議会議員の皆様に対して、自らの選挙区における各市町村が策定した総合戦略が、まち・ひと・しごと創生法等の3種の神器に準拠しているかについて検証報告を求めるものです。3点目は大分県版地方創生に協力している事業者の公表についてです。4点目は地方創生関連交付金を活用した事業終了後の県民への結果報告についてです。

当課に關係する1点目と3点目及び4点目について説明します。

1点目の1期、2期全ての大分県版地方創生の検証と総括についてですが、地方創生関連事業のみならず県の実施する各事業については、

長期総合計画の推進にあたる安心・活力・発展プラン2015推進委員会において説明を行っており、また県議会に対しても、主要な施策の成果を用いて説明を行うなど、毎年度検証と総括を実施しています。また、会議の概要や説明資料については、県庁ホームページで公開しています。

3点目の大分県版地方創生に協力している事業者の公表についてですが、まち・ひと・しごと創生法第5条に定められた、事業者の協力は努力規定であり、義務ではありません。県に対しても、そうした事業者を把握する義務、公表する義務ともに課されておらず、ガイドライン等でも求められていません。

なお、地方創生に主体的に取り組んでいる事業者が、自らのホームページ等で取組内容を公表している場合もあるので、そういった事例を確認いただきたいと考えています。

以上の1点目、3点目については、本年第1回定例会において同内容の陳情が提出されており、本委員会で説明していることを申し添えます。

最後に4点目です。地方創生交付金を活用した事業終了後の県民への結果報告についてですが、本県は地方創生交付金の活用や事業終了のいかんにかかわらず、主要な事業については、毎年事業の効果検証を行い、事務事業評価の公表を通じて県民への説明責任を果たしています。

今吉委員長 この陳情について、委員の皆様から質疑や意見等はありませんか。

末宗委員 なんやったかな。これは陳情だから大したことはないんだろうけど、3月の議会の時かな、豊後大野市かどこかで、まち・ひと・しごとの監査請求が出ていて、お金を戻しているんだけど、そのときに個人情報があるから議会で教えられんと執行部が言うたんよ。

そしたら新聞とかには教えてね——教えたんか教えるのか、新聞社が嗅ぎつけたんか分からんけど、議会のチェック機能が果たせないんや。豊後大野かどこかでお金を返しているよ。個人情報か何かに引っかけてね、行政の都合の悪い部分は個人情報で隠して、当たり障りのない部

分だけ公表するんよね、そこら辺の見解を。ちょうどこの問題が、まち・ひと・しごとと書いているから、ちょっと教えていただきたい。

藤川おおいた創生推進課長 お尋ねの部分がどの件かはっきり分からないんですけど、（「大野、大野」と言う者あり）先日、補助金の返還をしてもらった事例があって、それは、まち・ひと・しごとではなくて、さきほど補正予算で説明した地域活力づくり総合補助金に関連するものなんですけど、それが大野町というか豊後大野市の市民団体が行った事業が、県と市に補助金を二重に請求していて、それを返還してもらった事例がありましたが、それについて議会で尋ねられた記憶はありません。その事が判明したのが3月の終わりくらいですので、議会開会中ではなかったと思うのですが。（「それは総務部で」、「馬鹿らしいことを言うな。議運で言うたのに」と言う者あり）

末宗委員 議運で監査請求が出たというから、監査請求の中身を教えろと、誰が出したのかと聞いたら教えられんと言うたんよ。

藤川おおいた創生推進課長 すみません。私は議会運営委員会に出ていないので分かりません。それは執行部がそうお答えしたんですか。

（「そらそうじゃ」と言う者あり）監査委員事務局とかではなくて……

末宗委員 そらそうよ。代表監査委員の長谷尾君も来て僕に言ったよ。

今吉委員長 末宗委員、それはまた確認してもらうしかないんじゃないですかね。ここでは回答が出ないし。

末宗委員 まあ、それはそれでいいや。

今吉委員長 執行部に確認して、また報告してください。（「それでいいけど」、「はい」と言う者あり）

ほかに委員の方はいいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 では、委員外議員の方は。

堤委員外議員 今日も陳情者が来られて傍聴しているんだけど、確かに陳情者はずっと毎議会ごとにこういう中身の陳情を出しているんだよね。説明責任を果たしてほしいと。執行部

とすれば、説明責任を果たしている認識でいいのかどうかを一つ確認したいのと、多分何回も彼とは話し合いをしていると思うんだけど、一番彼が疑問に思っているところ、何が一番ネックとなっていて、こういう形で陳情が出るのかをつかんでいれば教えてください。

藤川おおいた創生推進課長 説明責任については、さきほどの説明の中で触れましたけど、プラン推進委員会とか、あるいは議会に対しても主要な施策の成果、あるいは県民に対しても事務事業評価等で事業の検証、総括、評価を行っているの、それで十分説明責任は果たしているのではないかと考えています。

陳情者の主な論点と言うか、主張については、そもそも大分県の地方創生の進め方が、総合戦略なり人口ビジョンなりを作って進めているんですけど、その総合戦略の作り方自体がおかしいんだと。なので、全てそれ以降の分、総合戦略にのっかって行方地方創生の事業そのものが駄目だと主張されていると理解していますが、創生総合戦略の策定については、これは国にも確認して、大分県の作成の仕方で全然問題ないと答えをいただいているんですけど、なかなか御理解をいただけない状況です。

堤委員外議員 分かりました。ああいう形で来られて、本当に真面目といえば真面目なんだろうね。ぜひそこら辺は、常に話し合いをしているんだろうけれども、やはり法律上に基づいてこうだと。また国の言い分ではなくて、県としてはこう考えているんだとよく議論して——大変だけれども、説明してほしいと思いますから、これからも対応をきちんとしてあげてください。
今吉委員長 ほかにないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

三股国際政策課長 委員の皆様には、本年度の県内所管事務調査において当部の所管事務に対し、貴重な御意見や御指導を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、いただいた御意見のうち大分県外国

人総合相談センターと市町村との連携について説明します。資料の8ページをお開きください。

まず資料の左側ですが、県が運営する大分県外国人総合相談センターについて説明します。

大分県外国人総合相談センターは、令和元年6月27日にi i c h i k o総合文化センターのおおいた国際交流プラザ内に開設しました。運営は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団に委託して行っています。英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語等の22言語にわたり職員やコールセンターを通じて対応が可能です。

2の事業内容ですが、県内全ての在住外国人やその家族、知人等からの相談対応や外国人相談業務に関する研修等を実施しています。

3の相談方法ですが、窓口、電話、メールで相談対応を行っており、センター職員が対応するほか、必要に応じて国、市町村などの関係機関と連携しています。また、専門的な内容の案件については、行政書士等の専門家が相談対応を行っています。

次に、4の相談状況について説明します。

相談実績についてですが、開設当初の令和元年度は262件でしたが、令和2年度は476件、令和3年度は502件で年々増加しています。

主な相談内容ですが、令和3年度実績では入管手続に関する相談が最も多く155件となっており、次いで雇用労働関係が72件、結婚や離婚等の身分関係に関するものが46件などとなっています。

次に、市町村の状況について説明します。

資料の右上ですが、今回調査いただいた宇佐市外国人総合相談センターですが、令和3年6月に地域で増加する外国人住民の身近な相談窓口、交流の場となることを目的に開設されています。

その他の市町村については、国際交流担当課で主に英語、中国語、韓国語の通訳対応を行っています。その他の言語については、通訳アプリを利用して対応している状況です。

次に、市町村との連携について説明します。

大分県外国人総合相談センターでは、外国人住民を居住者として日常的に対応している市町村職員を対象に研修を実施し、相談スキルアップ等の人材育成を支援しています。

また、市町村では対応が困難な専門的な相談については、県総合相談センターで引継ぎをして、専門家に協力をいただきながら対応しています。加えて、市町村相談センターの運営や新設等の支援を行うなど緊密な連携を図り、外国人住民の住みよい環境づくりに努めています。

最後に、インバウンド客等への対応についてです。

インバウンド客等の短期の来県者の相談等に対応するため、平成28年7月に施設向けのおんせん県おおいた多言語コールセンターを設置しています。宿泊施設、観光施設、交通施設に加えて、平成30年から医療機関も対象に24時間対応で電話による無料通訳サービスを提供しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。それでは、①から③までを一括して説明願います。

石井政策企画課長 続いて、大分県福岡事務所の移転について報告します。資料の9ページを御覧ください。

福岡事務所の移転については、今年3月の予算特別委員会において説明したとおり、現在の入居ビルが老朽化により取り壊されることから、移転先を交流拠点施設d o t.（ドット）周辺エリアを対象を絞り検討していました。

このたび、d o t. と同じく大名1丁目にある7階建てのオフィスビルの3階の一室を確保しました。お手元資料の地図を御覧ください。

移転先となる天神M I E Zビルは、赤色のマルの位置にあります。その直ぐ隣にある緑色のマルがd o t. なので、現在の福岡事務所である青色のマルと比べると距離がかなり近くなります。

面積は現事務所と比べて狭くなりますが、d o t. との距離が70メートル、徒歩1分と近接していることから、d o t. の会議室を活用するなど一体的で効率的な運用ができることに加え、ペーパーレス化による書庫の削減などにより、十分な執務スペースを確保します。

なお、賃料については左下の表の②、新福岡事務所の欄にあるとおり、月額38万7千円、年額で463万9千円となり、現事務所と比べると年間で132万円ほど安くなります。今後7月に賃貸借契約を行い、内装工事や配線工事等を行った後、年内に移転したいと考えています。

今回の移転により、d o t. と緊密に連携し移住や定住、学生の県内就職など一層の促進を図ります。

足立芸術文化スポーツ振興課長 資料の10ページを御覧ください。当課が所管している指定管理者の更新について説明します。

まず、今回更新となる二つの施設の概要について説明します。一つ目が大分県立総合文化センターです。設置は平成10年8月で、主要施設はグランシアタ及び音の泉ホールです。なお、この2ホールについては、吊り天井の改修工事に伴い令和5年4月から令和6年5月まで利用を休止することとしています。ホール以外のその他の練習室や会議室、アトリウムプラザ等は通常どおり利用可能です。

次に、11ページを御覧ください。大分県立美術館の概要です。

設置は平成27年4月で、展示室や研修室のほか、カフェや駐車場を併設しています。以上の2施設の指定管理の指定期間が今年度末に終了するため、指定管理者の更新を今回行うものです。

12ページを御覧ください。

1更新施設は、大分県立総合文化センター及

び大分県立美術館であり、現在公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が指定管理者となっています。今回の選定方法については表の右に記載していますが、任意指定とし指定期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間としています。

選定の単位については2にあるとおり、両施設を一体的に選定することによって、効率的で効果的な運営を図っていくこととしています。

任意指定の理由ですが、3の理由欄に記載しているとおり、大分県芸術文化ゾーン創造委員会の答申を踏まえ、県と十分な連携が取れ、指定管理者としての実績があり、評価部会でも高評価を受けている大分県芸術文化スポーツ振興財団を引き続き任意指定とすることが妥当と考えています。

次に、4目標指標等については従来目標値を踏襲し、大分県立総合文化センターでは年間のホール利用率87.0%を、大分県立美術館は年間来館者数50万人としています。これらの目標値に加えて、今回新たに両施設とも来場者満足度及び施設利用者満足度について、それぞれ90%という目標を追加していきたいと考えています。

遠藤交通政策課長 大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）について説明します。資料の13ページをお開きください。

大分空港・宇宙港将来ビジョン策定の趣旨ですが、資料上にもあるように、大分空港は本県唯一の空の玄関口であり、地域発展に欠かすことのできない重要な交通基盤です。

そこで県では、現在アジア初の水平型宇宙港の実現や国内唯一となるホーバークラフトの導入、コンセッション方式の導入検討など、精力的に様々な取組を進めています。こうした大分県独自の魅力やポテンシャルを最大限にいかしながら、国内外から多くの人を呼び込み、本県の地方創生を加速させるためには、大分空港の目指すべき将来像を明確にし、その実現に向けた取組を官民一体となって戦略的に推し進める必要があると考えています。

そこで、県内行政機関と航空会社、二次交通

事業者、経済団体、観光団体などからなる大分空港利用促進期成会内に、学識経験者を加えた大分空港・宇宙港将来ビジョン検討部会を昨年10月に立ち上げ、様々な観点から議論を重ね、本年5月に期成会としてのビジョン案を取りまとめました。検討部会では参加いただいた34名の委員から100を超える意見をいただき、その全てを一つも余すことなく取り入れる形でビジョンの整理をしました。

その後、今月16日の期成会総会において当該ビジョン案が承認され、期成会から県に対してビジョンの策定を求める提言がありました。これを受け、大分県として大分空港・宇宙港将来ビジョンの素案を取りまとめたところです。

ビジョン素案では、大分空港が目指すべき将来像を「ドリームポートおおいた」の実現——陸・海・空そして宇宙につながる唯一無二の空港へとし、あわせて右上に記載しているとおり、乗降客数の目標を設定しています。ビジョン策定から10年後の短中期目標として約260万人、約30年後の長期目標は参考値となりますが、約320万人を目指すこととしています。

また、資料の中ほどに4色で色分けしていますが、目指すべき将来像の実現に向け、左から順に航空ネットワークの拡充、アジアと宇宙をつなぐ宇宙港の実現、空港アクセスの充実、空港機能の拡充及び魅力向上という、四つの施策展開の方向性を定めています。加えて、これらの取組を推進するためには戦略的な空港運営体制の構築が必要であるとしており、一体的で戦略的な空港運営の手法の一つとして、民間の資金とノウハウを活用することができるコンセッション方式の導入についても検討を進めることとしています。

今後については、この素案に対するパブリックコメント等を行い、幅広く県民の皆様から意見を伺った上で成案に仕上げたいと思っています。また総務企画委員をはじめ、議員の皆様からも御意見、御指導を賜りたいと思っていますので、どうぞよろしくお願います。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありますか。

末宗委員 二つほどあるけど、福岡事務所が1点で、僕は福岡事務所に行ったことがないんじゃないかなと。3月議会で説明したと言ったけど、僕はその時は総務委員会じゃないからね、その点は御了承いただきたいんだけど。場所は当然どこでもいいんだけど、要するに機能をとにかく充実して、さきほど言ったのは、就職のことをちらっと言うたんかね。就職よりも経済が回るように、商品とか農産物とかその辺を。福岡が一番近いからね、そういう面で活用が本当にできるように宣伝効果等を含めてお願いしたい。

次が宇宙港と言うたよね。宇宙港は悪いことはなかろうけど、この前僕が気になったのは、教育委員会がここに書いている理数教育や何とかの推進とか、これは何て読むんか知らんけど、要するに国東高校に宇宙学科のようなのを設けるという話や。国東高校にそんなのを設けて意味があるんかと思うてね。上野丘高校に設けても全く意味がないんじゃないかと僕は思っているんだけど。まあ、知事に迎合して、知事の御機嫌取りだけならいいんよ、僕は文句を言わんのやけど、税金がうんと使われるからね。山ほど使われるから、そういうのでちょっと苦言を呈したいんだけど。

国東高校にそういう学科を設けて、全く意味がないと思うよ。東大の理工学部でも意味があるかという話やからね、この問題は。そこら辺を踏まえてお願いしたい。

石井政策企画課長 予算については、3月の予算特別委員会で説明して、この移転に関する予算を認めいただいています。

それから、委員からお話のあった福岡事務所の機能と言うか、やっている活動についてですが、福岡事務所には主に三つあって、一つはUIJターンの促進といった面、それからもう一つは観光誘客、福岡県の皆さんに大分県に来ていただく、そういった情報発信の面。それからさきほど委員からも話があった県産品の販路拡大と主に三つの活動をしています。

特に県産品の販路拡大では、イオン九州あるいは岩田屋などで、大分フェアなど販売促進も

しっかり行っていますし、農業の改良普及員を職員として配置しているので、福岡市場の状況、また情報の収集も行っており、県産品あるいは農産品といった販路拡大も重要な位置付けということで福岡事務所で行っています。

遠藤交通政策課長 宇宙港の実現については、現在、大分空港をアジアの宇宙港打ち上げの拠点とするプロジェクトを進めており、宇宙港は非常に裾野の広い事業だと思っています。新たな宇宙ビジネスの創出とか、宇宙関連企業の誘致といったもので大きな効果があると我々は期待しています。

一方、教育ということで私から申し上げられるところは少し限定されるのかもしれませんが、どうしても宇宙人材が不足していることがこれからの大きな課題としており、高校、大学、社会人を含めて、宇宙に関連するあらゆる教育の機会を提供して、人材を育てていくことも非常に重要な視点だと思っています。

引き続き宇宙港の実現に向けては、本当に様々な観点から横断的に取組を進めていく必要があると思っており、このビジョンに基づいて官民一体で進めていきたいと思っています。

末宗委員 宇宙人材は有意義だというような言い方をしたんだけど、これは限られた税金を使うわけや。そして、恐らく学科の編制までする問題で、本当にそれが今大分県に必要と思っ——まあ税金だからあんたたちは好き勝手に使うんだけど、自分の金やったら使わんと思うんよ。そういう真剣さが一つも無くてね、宇宙港が来るけん、知事が宣伝しよるけん、さあ、そんなら御機嫌取りにやろうかという気分なんか知らんけど、そう見えるんや。そんなつまらん金は使わんように進言するように持っていったもらいたいんよ。まあ、よろしく。

今吉委員長 もういいですね。（「いや、答えてもらわな」と言う者あり）

遠藤交通政策課長 教育委員会もしっかりとそこは考えてやっている、それは当然のことだと私は思っているので、引き続きしっかりと効果的な事業が何かということは連携しながら進めていきたいと思っています。

今吉委員長 地元の人材を教育していくのも大事だと思います。ぜひ頑張ってください。ほかにありませんか。

原田委員 私は答えやすい質問をします。

先日、県民クラブで国土交通省に行って、いわゆるコンセッション方式について伺ってきたんです。大分空港は県庁所在地からかなり離れているという不利な点がありますが、それを逆の発想で宇宙港として活用していく考え方はすごいなと思っています。

話を戻しますけど、コンセッション方式をどうお考えですかとこちらから聞いたら、国土交通省の方は、大分空港は潜在的可能性は高いですねと話をされていました。コンセッション方式は様々な問題もありますけど、これから大分県としては積極的に進めていくつもりなのか、それとも民間の合意があれば乗っかっていく考えなのか、進め方でやっぱり積極的にやるか、受け身的にやるかで変わってくるのではないかなと思っていますよ。

今回、遠藤課長が国土交通省にお帰りになって、多分向こうからも大分空港はどうかという話も出てくるんじゃないかなと思うんですが、県としてどうコンセッション方式を進めていく、または考えていくかについて、いかがお考えでしょうか。

遠藤交通政策課長 これからの大分空港の活性化に向けては、やはりこれまでどおりの進め方ではなく、官民一体となって、そして民間の資金とノウハウを使っていくことが非常に重要だと我々も考えています。そういう意味で、令和2年に、まず国にコンセッションの導入可能性があるのか調査をお願いしています。

さきほど委員からお話のあったとおり、大分空港は非常にポテンシャルが高いという評価もいただいております、導入可能性は十分あると認識をしています。

ただ、大分空港の運営の在り方を大きく変えていく大きな判断だと思っているので、そこはしっかりと関係者、経済界も含めて、皆さんの意見を聞きながら進めていくことが大事だと思っており、このビジョンでも引き続きコンセッ

ションについては幅広く、やはり皆さんから意見を聞きながら、最も有効な手法だということであれば、我々としては導入をしっかり考えていきたいと考えているので、引き続きそこは皆さんの御理解と、機運を高めていくことをやっていきたいと思っています。（「はい、分かりました」と言う者あり）

小嶋委員 今、話のあったコンセッション方式の関係、私も前に伺ったことがあります。ただ私もそういう方向性については認める場所ではあるんですが、既に導入したところでは参加の民間企業で非常に苦戦しているところもあるという話もよく聞くので、ここは十分研究していただいた上で、県民の合意が得られるような方向で、ぜひ取組を進めていただきたい。

これはお願いでいいんですけど、空港の将来ビジョンですね、この話が出るたび、私が一番気になるのは、空港に対するアクセスですね。今道路の拡幅をやっているし、将来的には空港道路を高規格道路か何かにきちんと位置付けた形での高速化も必要だと思うのと、あとホバークラフトができるので、ホバークラフトの活用は当然のことになりますが、ホバークラフトの起点が大分県側にあって、福岡県近辺から空港に関係した業務に来る場合は、やっぱりずっと高速道路か立派な道路を通らなければならないことになるわけですね。ですから、そういういろんな方面から来る人たちに対する空港へのアクセスを。大分や別府からだけではなく、発着点と言いますか、出発するところがいろいろあると思うので、この辺の多角的な空港へのアクセスの充実が求められるんじゃないかなと私は思っています。

極端な話ですけど、この前、大分市で第2国土軸で大分に橋をかけようとか、四国からトンネルを掘ろうとか、四国からトンネルを掘った場合に大分の終点がどこになるのか——細かくは知りませんが、恐らくいろんな道路とつながるでしょうけど、もう直接空港につながるようなトンネルの掘り方も一つの方法じゃないかと。そうすると、関西方面から直接空港に入って、空港道路ももっと高規格になっていいも

のができるんじゃないかと発想したことがあるんですけど、これは恐らく難しいと思います。それだけに、私は空港へのアクセスはJR、線路の導入を含めて、将来的には検討していく必要があるんじゃないかなと。

宇宙空港化して頻繁にいろんな人が来る場合、本当にある意味フリーアクセスになるぐらいの自由度が高いアクセスがないと、将来的にしまったとなりはしないかが心配です。

そこで、ここに掲げているリスクマネジメントのところですね。その考え方と、あと多様な移動サービス等の検討について、少し具体的な中身を聞かせていただければありがたいと思います。

遠藤交通政策課長 正しく委員御指摘のとおりだと私も思っていて、今回海上アクセスとしてホバークラフトを導入しますけれども、それで全て解決とは全く思っていない。いかに陸路のアクセスを今後も発展させていくかは非常に強い思いです。

一つは、ここにも書いてあるMa a Sという形で、ソフト面でまず利用環境をつくっていききたい。あと委員御指摘のとおり、道路等のインフラ部分です。こちらについても我々としてはあらゆる選択肢を排除するわけではなくて、採算性なども含めて、その可能性についてはしっかりと検討していかなければいけないと。やはり陸も海もしっかりとして、多面的なアクセスができるようにしていかないと、どうしても日本で一番遠い空港という課題は解決していかないと、ほかの空港に負けてしまうことに対する危機感は私も非常に強く持っていますし、実際この検討会の場でも委員の皆さんから、やはりこのアクセスについてはたくさん意見をいただいているので、すぐにできることと少し時間がかかることを分けて、しっかりと取組をしていきたいと思っています。

また、リスクマネジメントもありました。冒頭のコンセッションにも少しつながるんですけど、やはり今回のコロナのようなパンデミックは誰も予想ができずに、こんなに航空需要が駄目になることは想定をしていませんでした。そ

ういう意味で、先行的にコンセッションをしているところも大変苦戦をしているとのことで、我々も仮にコンセッションを導入するにしても、これまでと同じスキームでは駄目だということを国とも話をしている、やはりこういうリスクが起きたときに、国も一定程度リスクを負う。それで、しっかり運営権者も適切に空港運営が維持できる、我々もそういうところがしっかりと担保されないと、軽々にコンセッションに踏み切るのは難しいと思っています。

何が大阪県にとって一番良いのかは、しっかり見極めながら取組を進めていきたいと思っています。

戸高委員 すみません。今まとめていただいたのでしゃべりにくいんですが、今まで宇宙港という発想が入る前は、通常やっぱり空港の利活用で目標がそれぞれあったと思うんです。それが、今回このビジョンを立てることによっての積み上げですよ。どういう形で2050年までに320万人、国際線も40万人という形で、プロモーション活動もやって、アクセスもよくなる、それで、宇宙港の関係の人員も増えるということからこういう目標になっていると思うんですけど、この積み上げの中身を一つお聞きしたい。

あと、12ページの芸術文化スポーツ振興財団で、任意選定とのことなんですけれども、それぞれ美術館、i i c h i k o総合文化センターで、これから数年かけてこの目標というか、スケジュールとか企画とかを考えていく分なんですけど、この指定期間5年という長いスパンでいろいろ考えられることは非常にいいことだし、県の意向とか、県のそういったものも入るのはいいんですけど、そういう企画運営をする段階で、いろんな新たな発想とか、いろんな統計や県民の興味とか、そういったものを図りながら、新しいものを入れていくとか、県立美術館の特性みたいなものも守りながらやっていくことを考えると、いろんな形で議論する場が新しく循環することも大事なのかなと。その辺の考え方はどうやって図っていつているのかをお聞きします。

遠藤交通政策課長 まず、目標数の積み上げについて、こちらは我々もいろいろと考えて積み上げをしています。まず260万人の目標ですが、これは今よりも60万人増やす考えです。その内訳については、まず国際線で20万人増やしたいと思っています。具体的には、韓国路線がこれまで飛んでいましたけれども、それ以外に台湾、中国の上海、そういうところから新たに2路線引っ張ってきて、プラス20万人にしたいと考えています。

残りの40万人は、国内線の充実で広げたいと思っており、まずはこれから高まるインバウンドの需要を引っ張るために首都圏、成田、羽田、こういうところの増便を図っていききたい。

加えて、路線も充実させたいと思っていて、九州では佐賀空港と大分空港だけですが、沖縄路線がないので、新たに沖縄路線を目指していく。または、インバウンドを取り込む意味で関空路線をしっかりと敷いていく。これらで40万人、合わせて60万人という形で、10年後は目指していきたいと考えており、まだ細かい数字の積み上げはあるんですが、そのような形で国際線、国内線を分けて、しっかりと目指すべき考え方に基づいて今後エアポートセールスをやっていききたいと思っています。

足立芸術文化スポーツ振興課長 県立総合文化センターと県立美術館、新しい発想や新しいものをどうやって取り入れていくのかですけれども、文化の発信拠点としての総合文化センターと美術館が、やっぱり建物だけではなくて、その中身をどうするかが非常に大事だと思います。

そのためには、魅力のある公演だったり、魅力のある展覧会だったりをどう企画していくかが非常に大切なんですけれども、その点は開館以降常にそういう考え方であって、毎回常に来場者や来館者にアンケートを取ったり、運営自体も外部の委員に入っただいて、全国的にどういうものが今行われているのかという情報も取り入れながら、常に大分県民に質の高い美術鑑賞をしていただくために、内容の検討は今後も欠かさずやっていきたいと考えています。

戸高委員 ありがとうございます。ちょっと

空港のポートセールスと言うか、今回宇宙港の形が入りましたけれども、それまでやっていたパイロットの訓練で大分空港を使ってもらおうとか、そういうほかの空港活用も引き続きやっていけるんですかね。もうその宇宙港が入ったがためにそういったものができなくなるとか、そういったことはないんですか。

遠藤交通政策課長 宇宙港としての運用の詳細はこれからにはなるんですが、やはり既存の航空機は普通に国内線、国際線、またパイロットの育成、そういうところには最大限影響が及ばないように現在運用を進めていきたいと思っています。そうしないと、なかなか大分空港の発展も縮小してしまう部分があると思っているので、そこはしっかりと両立ができるように検討していかなければいけないと思っています。

戸高委員 ごめんなさい何回も。両立というかどのぐらいのシェアとして空港が使われる形になるのかが分かりにくいんですが、今やっている部分とか、新しく、例えば海外の航空機のパイロット訓練とか——3千メートル級の滑走路があるので訓練基地と言うか、訓練空港として活用するような、そういったものを新たに誘致したりする空港とかもあったりするので、大分はやっぱりANAか何かの飛行訓練か何かで使っている話があったと思うんですけど、そういうのは今やっていないんですか。

遠藤交通政策課長 今、大分空港は1番から11番スポットまであるんですが、1番から4番ぐらいの間で本田航空が少し活用していて、パイロットの訓練などを少ししています。

宇宙港としての活用の頻度もこれからだとは思いますが、この前、ANAの飛行訓練は、10年間で20回と発表しています。ただ、そういう意味で1番から11番スポットの中で、宇宙港として使うのはそのうちのどこか一部のエリアになるので、大きくほかのところへの影響はないと我々は思っていますけれども、なかなか宇宙港については、今詳細を国も含めて整理しているところなので、そこはしっかりと配慮しながら進めていくべきだと思っています。

今吉委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 このビジョン等は精査していないだけども、やっぱり非常に危惧する部分も書いているね。今のパンデミックの問題、ウクライナの問題、そういう負の部分も当然、具体的に今後起きないとも限らないわけです。第2のパンデミックが起きる可能性もあるし、特に開発を進めていけば、新たな未知なる細菌が出てくる可能性もある。いろんなことが今言われているでしょう。だから、いろいろそういう部分についての危機管理も当然今度の計画の中に入れておかないといけないし、260万人の誘客をしたいと言うけれども、ただ、今からはインバウンドの中身も変わってくる可能性があるわけね。5年、10年、20年、30年後には、今の状況からすると全然違う方向で飛行機をなるべく使わず、仮にゆっくりした列車で行くとか、いろいろ方向性が考えられるわけです。それとか、あと地震の問題、南海トラフと中央構造線が走っていますからね。そうしたときに、飛行場が津波の心配はどうかと、いろんな危機管理を考えて計画していかないと、やはりなかなか。これを見れば、何か行け行けどんどんで、素晴らしいことが起きるなどということだけではやっぱり駄目だと思うんですね。

いつも僕は言うんだけど、東九州新幹線が通れば、それと飛行機との関係も料金の問題、時間の問題、いろんな競合が出てくるわけよね。そういうことを全体的に考えて、今後計画を練っていくのであれば、言葉は悪いけどデメリットも含めて、やっぱりきちっと提案を表に出していくこと、これはぜひやっていただきたいと思うけれども、そこら辺は今後の計画はどうですか。

遠藤交通政策課長 御指摘をいただいたような様々なリスクのところ、今回のビジョンはこういった対応力強化をしていこうとするぐらいの位置付けに確かになってはいるんですけど、やはりこのビジョンを策定した後、これに基づい

てBCPとか業務をいかに継続させていくか、こういうものをターミナルとかを含めて関係者で考えていかなければいけないと思っています。今回路線を誘致するにあたって、やはり鉄道との競合関係でターゲットもしっかり見ていかなければいけないし、仮に新幹線ができたら、大阪との距離がぐっと近づく。そこと飛行機はすごく影響があるのは、おっしゃるとおりだと思います。

なので、我々もこのビジョンを作って、それで終わりにするつもりはなくて、毎年フォローアップをするなり、一定の時期で計画を見直すなりして、しっかりとどのような形で事業が進んでいって、その都度課題も分かってくると思っているんで、そういうところをしっかりとフォローアップしながら進めていきたいと思っています。まずはこのビジョンを作って、そういう議論をするためのキックオフにしたいなと思っています。

堤委員外議員 さきほど言った中身については、ぜひそういうことで立場も含めて——ああそうか、遠藤課長はもう帰るのか。後任者の方にぜひそう言ってください。お願いします。

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 それでは最後に、私から委員会を代表して一言、御挨拶を申し上げます。

先週人事異動の内示がありましたが、遠藤交通政策課長が6月30日付けで退職し、国土交通省に復帰されます。

平成30年7月から通算4年間、大分県の交通政策の企画調整に御尽力をいただきました。また、総務企画委員会では我々の質疑に対し、常に分かりやすく丁寧な説明をいただきました。委員会を代表して深く感謝申し上げます。

ここで遠藤課長から、大分県での4年間を振り返り、一言御挨拶をいただきたいと思います。

遠藤交通政策課長 交通政策課長の遠藤です。丸4年、交通政策課長として大変お世話になりました。着任するまでは本当に大分県に一度も

来たことがなくて、右も左も分からず、至らぬ点ばかりだったんですけれども、大分県職員として仕事を進めていく中で、議会や委員会の場を通じて皆様から御指導、御鞭撻をいただき、本当に県民目線に立って事業をするとはどういうことか、現場に耳を傾けるとはどういうことか身をもって勉強し、皆さんとの議論を通じて事業執行にあたっての理解も深まったと思っています。本当に大変お世話になりました。

7月からはまた国土交通省の観光庁に戻って、Go To Travelを担当すると聞いています。また立場は変わりますが、観光といえば大分県というぐらい非常に振興していると思いますので、引き続き違った立場でお役に立てることがあると思っていますし、そのようなときは全力で大分県のために尽力をしたいと思っています。

丸4年間ではありましたけれども、本当に皆さんありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

今吉委員長 遠藤課長ありがとうございました。新しい職場でも存分にお力を発揮されますよう、お祈り申し上げます。

これをもって企画振興部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

ここで執行部が入れ替わるので、しばらくお待ちください。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

今吉委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として堤議員に出席いただいています。

初めに、本日審査いただく案件について、和田総務部長から概括的な説明をいただきます。

和田総務部長 初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

本日の委員会では、資料1ページ目にあるとおり付託案件10件、付託外案件2件について審査をお願いしています。

このうち、第57号議案令和4年度大分県一

般会計補正予算（第1号）は、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえ、原油や原材料価格高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減に向けた支援など、早急に対応が必要な経費を補正予算に計上したものです。

その下、第58号議案大分県税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人県民税や不動産取得税に係る規定などを改正するものです。

その下の第59号議案大分県税特別措置条例の一部改正については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本社機能の移転や拡充を行う事業者に対する課税免除等について、その適用期限の延長等を行うものです。

その下、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係事務手数料の新設並びに教育職員免許状関係事務手数料の廃止を行うものです。

第61号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公営対象経費の公費負担について基準額を見直すものです。

第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について及び第3号報告令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第3号）については、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や退職者の確定に伴う退職手当などの歳出の補正、一般会計の公債費の確定に伴い一般会計からの繰入金と公債管理に係る事務費を減額補正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものです。

第4号報告大分県税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年4月1日から施行される規定があったことから専決処分により改正したものです。

その他請願2件、付託外案件の審査として陳

情が2件です。

また、5月11日から5月30日までの間に行われた県内所管事務調査についてです。委員の皆様には総務部関係機関等に対し大変熱心に調査いただき感謝申し上げます。

私どもとしては、いただいた意見を今後の政策にできる限り反映していきたいと思っています。本日の報告では、所管事務調査を全般的に取りまとめ説明します。

諸般の報告として、指定管理者の更新について、公金納付キャッシュレス対応の拡大について、別府総合庁舎建替事業について説明します。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願ひします。

今吉委員長 それでは付託案件の審査を行います。

まず、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）の全般的事項と歳入について説明します。

議案書は1ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。2ページを御覧ください。

この補正予算は、資料冒頭にあるとおり、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえ、今後のコロナ禍からの社会経済再活性化を着実に進めていくため、原油や原材料価格高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減に向けた支援など、早急に対応が必要な経費を補正予算に計上したものです。

1補正概要にあるとおり、補正額は50億4,874万4千円の増額であり、既決予算を加えた累計額は7,228億8,974万4千円となります。

次に、歳入について説明します。タブレット4ページをお開き願ひます。

今回補正する歳入は国庫支出金50億1,667万円、その二つ下の寄附金800万円、その下の繰入金2,407万4千円を合わせた50億4,874万4千円となります。

その主な内訳について説明します。5ページをお開きください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金の主なものとしては、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が5ページの第1目総務費国庫補助金から、7ページの第9目教育費国庫補助金まで合わせて41億4,332万6千円を計上しています。

この交付金は、国の総合緊急対策で原油価格や物価高騰対応分として拡充されたものであり、これを活用し、生活に困窮する方の生活支援や経営が厳しい地域公共交通事業者、農林水産業者などへの事業者支援に要する経費に充当するものです。

8ページをお開きください。第3目保健環境費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金5億9,640万円の増額は、4回目のワクチン接種体制強化に要する経費に充当するものです。

9ページをお開きください。第11款寄附金第1項寄附金800万円の増額は、戦火を避けるためウクライナから避難してきた方の生活支援を充実させるため、ふるさと納税制度を活用し、クラウドファンディングにより募金した寄附金を全額ウクライナ避難民緊急支援事業に充当するものです。

10ページをお願いします。第12款繰入金第2項基金繰入金2,407万4千円の増額は、令和6年春に大分と福岡の両県で展開されるJRデスティネーションキャンペーンに向けた準備に取り組むための財源として、おおいた元気創出基金を取り崩すものです。

小石電子自治体推進室長 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係部分について説明します。

総務企画委員会資料の11ページを御覧ください。マイナンバーカード取得促進事業、補正予算額930万8千円です。

この事業は1概要のとおり、行政へのオンライン手続を行う上で本人認証に必要となるマイナンバーカードについて、大分トリニータ等の協力を得て取得促進を図るものです。

2のカードの普及状況等ですが、本県の交付率は5月末時点で44.24%です。6月30日からは、健康保険証としての利用登録と公金受取口座の登録についてマイナポイント第2弾の申込が開始予定です。ポイントの対象となるカードの申請期限は9月末となっています。

また7月頃からは、カード未取得者にQRコード付き交付申請書の再送が予定されるため、カードを申請しやすい環境が整うこととなります。このため、この機会をいかし県内のカード取得機運を盛り上げます。

具体的な取組としては、3取組内容のとおり、県民への広報やホームゲームでの交付申請支援、出張申請支援会場でのトークイベントなどを行います。これに先駆けて、7月中旬に大分トリニータとパートナーシップ協定を締結する予定です。

また、県と包括連携協定を締結している県信用組合と連携した申請支援等も実施します。さらに本事業にあわせて、当初予算で認めていただいた本県独自のマイナポイント事業の実施や市町村への交付申請支援、人的体制強化の働きかけ等、カードの取得促進にしっかりと取り組みます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

原田委員 下から3行目の県独自にマイナポイント事業を実施とあって10月から始まると書いてしまうと、9月までみんな申し込まないんじゃないかなと基本的に思うんですけど、いかがですか。

小石電子自治体推進室長 9月までは国の第2弾があるので、それによってかなりの方が申し込むものと思っています。独自のマイナポイント事業は、例えば集落応援隊への参加とか電子申請とかをしていただいて、それについての改善意見を出した人とか、そういった方にポイントを出していく事業です。（「そういうことですか。分かりました」と言う者あり）

吉竹副委員長 マイナンバーカードの件ですが、今この②と普及の関係で、②と③で健康保険証

とか今ある分ですね。マイナンバーカードの裏側にあるチップに多々入るじゃないですか。すごい容量の情報が中に入るんだけど、例えば、今これは普及が伸びないところで、私ちょっとデータのことは分からないんですが、カードを持っている人の年代があるじゃないですか、例えば20代、30代ぐらいの人に普及していない場合、彼らに今7,500円分のポイントをあげる形でやりますよね。そうじゃなくて20代、30代の人たちに普及させようとするのであれば、例えば、さきほどのOPAMとか県立図書館とか、いろいろな県の施設がありますが、その会員情報もチップの中に入れるとか、何かいろんな方法ができるんですよね。そういうことは、他県の自治体ではもうやっているんですよね。一生懸命やると言うか、これは今国が7,500円、7,500円とテレビでずっと言っているじゃないですか、持っていない人は5千円も出るようになってるんだけど、そういうことは執行部の中でアイデアと言うか、県独自にこういうのをやろうかとはその議論の中に出てこないんでしょうか。

小石電子自治体推進室長 ありがとうございます。県立図書館では既にマイナンバーカードの利用ができるようになっています。それから、市の図書館についても大分市と臼杵市の図書館で使えるように今現在なっています。もちろん県の施設で使えるようにすることは、大分県版マイナポイント事業の中で、今年度はさきほど申した小規模集落応援隊とか電子申請の改善意見を出してきたとか、おおいた歩得（あるとつく）に参加して一定の歩数歩いた人に差し上げようと思っていますけれども、これはいろんな事業で活用できるので、例えば県の施設に入場した人にもこの基盤を使ってポイントを差し上げることも可能性としてはあります。また、市町村も自治体版のマイナポイント事業を相乗りしてできる可能性もあるので、今後、試行でやりながら来年度以降どのような形で広げていけるのかを検討していきたいと思います。

それから、マイナンバーカードの利活用場面を増やすことですが、我々行政だけで考えて

いても頭が固いと申しますか、なかなかいいアイデアが出てこない部分もあって、そこは民間からのアイデアを出していただいて、アイデアコンペをやるのかなと思っています。

吉竹副委員長 今おっしゃいましたが、私がさきほど申し上げたように、ある意味で例えば20代、30代はあんまり興味ないのかなと思うんですよ。例えばターゲットを全県民、0歳からずっと高齢の方まで、要するに個人個人ですから、今おっしゃるように、例えばそういう人たちの声を聞く。

私の調査がちょっと遅れているのか分かりませんが、あそこもここも使えますよと、実はあるんですよ。じゃ、もっとそれを公表してくださいよ。聞いたら言う、聞かなければ分からないままでいくのかと、県民がね。それを分かるようにしながら、例えばコンピューターとかDXうんぬんにしても、若い人たちは長けているというか、一步も二歩も先に行くので、そういう彼らがどうやったらこのカードを持つのだろうかアイデアを集めるとか、例えば今おっしゃったように、行政マンだけではちょっと偏ってしまうという話があるならそうして、もう動かないと。

ただ現時点で7,500円、7,500円、5千円と結局これだけが何かすごく得したような感覚だけを与えるけど、このポイントは使えばすぐなくなります。あつという間なんですね。だから、ほかのことを今おっしゃるように、いろんなポイントが付くようなこと、付加する形、アイデアを求めるようなことをすると、もう少し若者にもいい形で浸透するのかなと思うんですけど。いかがですか。

小石電子自治体推進室長 ありがとうございます。我々のPR不足のところもあります。県立図書館等では、その施設では使えると言っていますが、全体的なPRが不足している部分もあるので、ちょっとそこは考えていきたいと思えます。

それから、カードの取得率で平均より低い年代ですが、40代や19歳以下のところが特に平均より低いので、そこにどう訴えていくかに

ついては、トリニータのホームゲームを見ると家族連れが6割以上来ています。ちょうどそういった年代の方が子どもを連れて来ている状況もあるので、今回のトリニータの事業も使ってPRをしていきたいと思っています。

今吉委員長 いろいろ検討してくださいね。

ほかに委員の方はありませんか。

戸高委員 これとは全く違うんですけど、今日のニュースでいっぱい出ている尼崎市の件、ああいう個人情報があんな形で出るのはちょっと考えられないし、45万人のデータがUSBメモリ一つで入るのかという、ちょっとびっくりするような状況なんですけど、このマイナンバーカードを取得するのは利便性向上と言うか、様々な住民サービスの向上という形で持っていくのが目的だと思いますけど、一つは申請の方法で、やりやすさがなかなか時間的な制約もあってと前回も話が出ていました。もう一つはやっぱり信用問題というか、やっぱり個人情報を扱うところでこういった公金の登録とか、今日の話では年収とかも全部入っているとのことでした。

だから、そういう安心して登録と言うか、こういった取得ができる形の取組もあわせて少しやっていかないと、残りの分は非常に難しいかなと思うんですが、ちょっとその辺の状況を聞かせてください。

小石電子自治体推進室長 おっしゃるように、公金受取口座の登録等に関して、誤解されていると言うか、登録すると残高が国に知られてしまうのではないかと誤解もあります。これは国からの給付金をお支払いする口座をひも付けておくだけのことで、給付金を出すときになって、簡単に迅速に出せるように口座のチェック、番号が間違っていないかのチェックをせずに出せるようにする趣旨なので、例えばそういったこともトリニータとの連携の中で、安心ですよと訴えていきたいと思っています。

今吉委員長 よろしいですか。（「いいです」と言う者あり）さきほど言いましたけど、ぜひその周知をしてください。

ついでに40代と10代が少ないというのは、

市町村別にはどこが一番少ないのですか。

小石電子自治体推進室長 年代別の取得率は、全国の数字しか分からなくて、市町村別にはちょっと分からない状況です。（「市町村だけなら」と言う者あり）市町村別、年代別ではなくて、市町村別だけで低いところは、佐伯市が県内では一番低いです。

今吉委員長 そういうところにやっぱりちゃんと市の思いも持って、連携して言ってください。

あと、ほかにありませんか。

末宗委員 部長、ちょっと聞きたいんですけど、コロナが始まった頃、大分県はカードの取得率が23%ぐらいやったと思うんですよ。そして、コロナの補助金の申請にカードを使っていたら、結局使うなとなったんですよね。使ったら面倒しいで、何か国がまいてしまってます。

何%ぐらいになったら国は円滑に使えるような感じかね。僕も持ってないんですけど、あんまり信用ならんで。ちょっとそこら辺を教えてください。

和田総務部長 御指摘のとおり、コロナ前は2割代ぐらいだったんですが、最初のここに書いている5千円のキャンペーンが始まって、今4割を超えるところまで来たと思っています。

その上で、いろんな公金を配るときにこのマイナンバーカードを使ったらどうかとの議論は前からあったんですけども、一部はやっぱりこの③の口座とのひも付けがこれまでされていなかったんで、これを使って振り込むことができなかつたんですけども、今回この公金受取口座にマイナンバーをひも付ける制度が始まったので、これからはひも付けた方には申請等がなく、プッシュ型でいろんな給付金を政府等から配れるようになると思っています。ぜひ今後は取得いただき、ひも付けをしていただければと考えています。

末宗委員 今度は、このマイナンバーカードを持っている人と持っていない人、両方とも一緒に円滑に運用できると解釈していいんかね。

和田総務部長 今の公金の給付について申し上げると、まず、マイナンバーカードを取得していただいた上で、そのマイナンバーを持っている人が公金口座を指定すれば、その公金口座に

振り込まれるということです。マイナンバーカードを取得するだけでは駄目で、それと口座をひも付ける、その口座の申請もあわせてしていけば、その口座に公金が自動的に振り込まれる仕組みができるだろうと思っています。

なので、カードの取得だけじゃなくて、あわせて公金受取口座の登録、③までやっていただければ、そこまでいくことになります。逆に言うと、それをしていない方はこれまでどおり何らかの申請なりが必要になります。

末宗委員 ああ、そうか。だけど国は給付より取るのが多いからね。

今吉委員長 部長、もっと強制でどんどん取らせないと。

末宗委員 いや、強制ならしようがないけど、源泉徴収は戦争のときに取り始めたんやからね。

今吉委員長 ほかに委員の方いいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 では、委員外議員の方どうぞ。

堤委員外議員 マイナンバーカードは、るる議会でも質問してきたけれども、最近総務省が言い出したのは、マイナンバーカードの普及率に応じて交付税算定を上げ下げすると。ちょっとこれはひどいなと思うんだけどね、それは総務省に文句を言わないとな。

そういうのがあるし、仮に2万ポイントの交付があるからといって、実際申請はそんなには進んでいないわけよ。5千ポイントのときに2割、3割から4割と少しずつ上がってきている。それは正にさきほど言ったとおり、不信心なんだよ。利便性ばかりをいつもあなた方は言うんだけど、利便性だけじゃなくて、その実態には結局これはビッグデータだからね。ビッグデータをまとめることによって、省庁が一つ、今そのためにデジタル庁ができたんだから、それをまとめて匿名加工することによって民間に結局利活用させると、それを商売の元にさせるのが安倍元総理大臣も含めた自民党政権の基本的な考え方なんよ。それに踊らされているのが今の自治体なんだね。

だからいろんなその問題、確かにさきほどのUSBメモリの問題は物理的な問題で、こんな

のは言語道断だけれども、そういういろんな情報の漏えいが絶対ないと言うけれどもあり得ない。100%サイバー攻撃に耐え得るようなことができるパソコンの技術的な進歩はないわけだからね。必ずそれを上乘せして来るわけよ。そうすると、非常にその部分で情報が漏えいしてしまうことは、きちっとやっぱり認識すべきだし、さきほど口座とのひも付けね、将来的な残高うんぬんの話だけど、これは将来的には必ずそれをする——それが目的だから。10万円の公金を支給のときだけしかないのよ。全国民に払うのはもうないわけだからね。一部の母子家庭や父子家庭、そういう方にはあるでしょう。そういう方はすぐ申請をすればいいだけの話よ。何も問題ないわけだな。だからそういう信用がない、不安だから、情報がどうなるか分からないからと、こういう僅か44%しか普及してないことをやっぱりよく認識しておかないと、利便性だけを主張したら本当に大きく間違ってしまうと思うので、これはもういいや、回答はいろいろせんでいいわ。こういう思いの人もいるということ、そういうところをちゃんと認識して仕事をやっていただきたいということです。

今吉委員長 時間がなくて、答弁はいいそうです。ほかにないので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部関係を含め一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第58号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 大分県税条例の一部改正について説明します。12ページをお開き願います。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され

たことなどに伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容について説明します。(1)の個人県民税ですが、アの住宅ローン控除の見直しについては、会計検査院が指摘していた税額控除の控除率がローン金利を上回るいわゆる逆ぎやの是正、それから現下の厳しい経済状況を踏まえた対応並びに2050年カーボンニュートラル実現の観点等から、所得税における住宅ローン控除制度の見直しが行われることに伴い、適用期限を令和7年入居分まで4年間延長するとともに、消費税率引上げにあわせて講じた個人住民税からの控除限度額の拡充制度を終了し、消費税率引上げ前の控除限度額に戻すものです。

イの寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定期間の更新については、現在、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人として、地域環境ネットワークを指定していますが、その指定期間が令和4年9月30日までとなっており、同法人から更新申請があったので、審査の結果、指定期間を5年間更新するものです。

(2)の不動産取得税については、都道府県が登記情報をより効率的に把握できるようにするため、登記所から都道府県に登記情報を直接通知することとなることにあわせて、不動産の取得者が登記を行った場合は、都道府県への取得の事実等の申告等を不要とするものです。

このほか(3)その他ですが、引用条項の改正等に伴い規定の整備を行います。

3の施行期日については、(1)のイが令和4年10月1日、(1)のアが令和5年1月1日、その他は令和5年4月1日等としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

末宗委員 聞いていて理屈はうんと言ったんだけど、意味が非常に深くて全然分からのや。端的にぱっと教えてくれ。

山口税務課長 まず、住宅ローン控除の見直しについては、会計検査院からの指摘で、結局お

金を借りる必要がないのにローンを組んだりとか、繰上償還できるのにしないといったインセンティブになっているとの問題があったので、今控除率が1%なんです、それを下げると。その下げる代わりに、控除期間を延ばして中間層に恩恵が及びやすくすると、住宅市場や業界に逆風にならないように配慮するのが一番です。（「分かった」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員の皆様からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第59号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 大分県税特別措置条例の一部改正について説明します。議案書は11ページですが、資料の13ページで説明します。

1の改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてですが、地域再生法の規定に基づき本社機能の移転拡充を行う事業者に対して実施している県税の課税免除等について、その適用期限の延長等を行うもので、改正点は三つです。

まず、課税免除等を受けようとする事業者は整備計画を作成して知事の認定を受けなければなりません、(1)にあるとおり、その認定期限を2年延長し、令和6年3月31日までとするものです。

次に(2)にあるとおり、整備計画の認定を受けた日から2年以内となっている本社機能の

用に供する土地、家屋及び設備の取得等の期限を1年延長して3年以内とします。

このほか(3)のとおり、引用条項の改正に伴う規定の整備を行うこととしています。

3の施行期日については公布の日とし、本年4月1日に遡及して適用することとしています。今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会及び文教警察委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。議案書は13ページですが、タブレットの14ページをお開きください。

今回の改正は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係事務手数料、教育職員免許状関係事務手数料の2件です。

改正内容ですが、まず2の畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係事務について説明します。

これまで一定規模以上の畜舎等を建築する際には、建築基準法に基づく建築確認が必要でしたが、畜産農家の負担軽減を図るため、建築基準法の構造基準等によらず建築ができるよう、建築基準法の特例として畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度が創設されました。

これを受け、計画の認定や変更など五つの業

務の手数料を新設するものです。施行期日は本条例の公布の日としています。

次に、3の教育職員免許状関係事務です。

教員に10年ごとの講習を義務付け、教員免許に有効期間を設ける教員免許更新制について、計画的かつ効果的な資質の向上に向けた新たな研修体制を整備することとして、発展的に解消されることとなったことから、関係する手数料を廃止するものです。

施行期日は、教育職員免許法の改正の施行日である令和4年7月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について農林水産委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととあります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

曾根田市町村振興課長 第61号議案について説明します。議案書は16ページですが、タブレット資料の15ページで説明します。

まず、この条例に規定する選挙公営制度とは、四角で囲んでいる部分に記載していますが、資金の多寡にかかわらず選挙運動の機会を持てるよう、県議会議員及び県知事の選挙における選挙運動に要する経費の一部を公費で負担するもので、本県を含めて全ての都道府県に導入され

ています。

ちなみに、一番下のポツにあるとおり公職選挙法施行令に規定する国政選挙の公営単価については3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額を見直すこととされています。

1の改正の趣旨に戻っていただき、令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部改正が公布、施行され国政選挙における選挙公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたため、今回、本条例もこれに準じて同様に単価を改正するものです。

なお、単価の主な増額要因は令和元年10月の消費税率8%から10%への引上げに伴うものです。

2の改正内容です。単価改正があるものには一覧表のうち下線を引いています。一例を説明すると、選挙運動用自動車の使用については、レンタカーの借入れが1日1万5,800円から1万6,100円に上がります。燃料は現行の1日7,560円から7,700円へそれぞれ単価を改定することとしています。以下、ビラ、ポスターの作成についても、それぞれ現行からおおむね消費税率引上げ程度の幅で単価改定を行うものです。

最後に3の施行期日については、公布の日としており、それ以後に告示される県議会議員選挙、県知事選挙から適用されます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号報告令和3年度大分県一般会計

補正予算（第14号）についてのうち総務部関係部分について及び第3号報告令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第3号）については、関連があるので一括して執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、歳入全般と総務部関係の歳出について説明します。また、関連するので第3号報告令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第3号）についてもあわせて説明します。資料の16ページを御覧ください。

今回の補正予算は、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や退職者の確定に伴う退職手当など、歳出の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を3月31日付けで行ったものです。

今回補正した額は、最終専決額にあるとおり2億8,973万4千円の増額で、これにより令和3年度の一般会計予算額は最終的に7,926億1,536万3千円となります。

その主な内容ですが、まず歳入については県税が17億5千万円の増となっています。これは法人の企業収益等が見込みを上回ったことによる法人二税の増などによるものです。

その下の地方交付税6億1,125万4千円の増については、特別交付税が確定したことなどによるものです。

その二つ下の県債17億2,600万円の減については、事業費の確定に伴う減額や交付税措置のない県債の発行を抑制したことなどによるものです。

次に歳出ですが、退職手当等11億7,404万4千円の減は、知事部局、教育委員会、警察本部職員の退職者の確定に伴う退職手当の減額8億5,688万8千円などによるものです。

その下の二つの積立金については、こうした県税の増収や退職手当の減額などにより生じた財源を県有施設の計画的保全や新型コロナウイルス感染症等に対する緊急的な財政需要に備え、県有施設整備等基金及びおおい元気創出基金

にそれぞれ22億円及び21億5千万円ずつ積み立てるものです。

最後に、事業費の確定等については危機管理関連の事業の19億5,302万6千円の減や予備費1億2,707万9千円の減など、3月末での事業費の確定に伴う不用分についても整理しています。

続いて、公債管理特別会計補正予算（第3号）について説明します。

今回補正した1,483万4千円の減額については、公債費の確定に伴い一般会計側で公債管理特別会計に繰り出す、県債の借換えに際して必要となる事務費が減額されたことから、これに連動する形で一般会計からの繰入金と公債管理に係る事務費を減額させるものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、各報告について、それぞれ採決を行います。

第2号報告のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部関係を含め一括して採決します。

第2号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、第2報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第3号報告について採決します。

第3号報告については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、第3号報告は承認すべきものと決定しました。

次に、第4号報告大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 第4号報告大分県税条例等の一部改正について説明します。議案書は37ページですが、タブレットの17ページで説明します。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月31日に公布されましたが、当該法律中に本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により当該規定に係る大分県税条例等の一部を改正したので報告するものです。

2の主な内容についてです。(1)の法人事業税ですが、①のガス供給業に係る収入金課税の見直しは、中立性確保のため令和4年度から大手3社のガス導管部門が法的に分離されることを踏まえ、下の改正前の表の左側、導管部門が法的に分離される法人等が行う製造・小売事業に係る課税方式を見直すものです。

具体的には下の改正後の表にあるとおり、これまで収入金額により課税してきた法人のうち、表の左側にある導管部門の法的分離の対象となる法人については、その4割を見直し、付加価値割と資本割を組み入れ、それ以外の法人については、他の一般事業と同様の課税方式とするものです。

次に、②の外形標準課税対象法人に対する所得割の軽減税率の見直しは、1社当たりの負担軽減額が極めて少ないことなどを踏まえ、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止して、標準税率を1%とするものです。

(2)の不動産取得税については、土地を取得して住宅を新築した場合等に適用される住宅及び住宅用地に係る特例措置について、要件に適合することを県で確認できた場合は、住宅及び住宅用地の取得者から申告がなくとも特例措置の適用を可能とするものです。

(3)のその他については、引用条項の改正に伴い規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、令和4年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑はありませんか。

原田委員 ちょっと教えてください。導管部分が法的に分離される大手3社はどんなところなんですか。改めてその3社のシェアはどれぐらいあるのでしょうか。

山口税務課長 大手3社は導管部分の規模が突出して大きい東京ガス、大阪ガスと東邦ガスになります。

ちょっとシェアは分からないんですけども、結局その影響が大きいので導管部分の中立性を確保するというので、今回この措置が取られています。

原田委員 大分ではあんまり関係ないんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

山口税務課長 おっしゃるとおり、大分ガスについては、実は平成29年にガス購入の全面自由化がされて、平成30年度の税制改正で大分ガスを含む、大分県を含むほとんど全ての料金規制が撤廃されている供給区域のところはもう見直されていて、一般の事業と同じ課税方式になっており、実際こういう大手3社がこちらに進出してくることは考えにくいんですけども、結局、課税標準であるとか税率とか、そういう住民の理解上最低限必要と考えられるものは、重複をいわず条例を改正することが適当だとされていますので、その考え方に基づいて条例を改正しています。

鴛海委員 (2)の不動産取得税の関係ですけど、これはもう少しみ砕いて教えていただけませんか。

山口税務課長 具体的に申しますと、例えば土地を買って、面積要件を満たす住宅を取得した場合に、その土地の税額が軽減される制度があって、そこら辺は登記を見ないと内容が分からないので、基本的には相手から申告をしてもらうことになるんですが、例えば住宅の軽減措置については、木造の住宅は市町村が評価をするので、わざわざ相手から申告をしてこなくても市町村からそのデータをいただけるので、それを見れば要件に該当するかどうか分かるので、登記とかを取らなくても、相手から申告を求めなくても、県で把握できる場合については申告が要らないというものです。

鴛海委員 前にあった6分の1課税とかそういう関係のものですかね。6分の1課税とか、何かそういうのがあったじゃないですか。

山口税務課長 それは固定資産税の方で、今言っているのは不動産取得という、また別の県の税金になります。

鴛海委員 県の方ね。分かりました。

今吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本報告は、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定しました。

続いて、請願の審査を行います。

請願17消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 消費税率5%への引き下げを求める意見書を政府に送付することを求める請願の採択について説明します。請願文書表は2ページですが、タブレットの18ページで説明します。

本請願は、食料品を中心とした急激な物価上昇が国民生活を苦しめていることなどから、国民の暮らしや営業を支える経済対策として、消費税率5%への引き下げを求める意見書を国に提出するよう求めるものです。

現下の物価高騰は国民生活や経済活動に悪影響を及ぼしており、長引いた場合にはコロナ禍からの社会経済活動の回復を妨げかねないことから、その影響を緩和する対策として、野党から消費税減税法案が提出されるなど、国政の場でも議論がなされているところです。

国は、社会保障にかかる費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点から、消費税を全世代型社会保障制度を支える重要な財源

として位置付けており、税率を引き下げることとは考えていないとしています。

他方、直面する物価高騰等に対応するため、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定し、厳しい環境に置かれた生活者や特に影響を受ける中小、小規模事業者の支援等に取り組んでいます。

本県としても、生活困窮者の生活再建や中小、小規模事業者の事業継続や雇用維持等には、引き続き注力していくこととしています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑などはありますか。

原田委員 紹介議員の堤議員を前にしてなかなか言いにくいんですけど、消費税についてはいろんな議論がありますが、これをなくすことは県民クラブとしては、やっぱりちょっと今は考えられないと思っています。

ただ、こういう物価状況ですから少なくとも当分の間、消費税5%の引下げをやっぱり求めていきたいという意味で、県民クラブとしては賛成したいと思っています。

吉竹副委員長 今お話がありましたが、当然、世界の情勢、日本の情勢、それはひとしく皆さんと同じような感性です。しかしながら、この消費税10%が社会保障にずっと使われるということで、今政府が物価上昇とかいろんなことで手当てを一生懸命考えながら打ち出しています。地方交付税の臨時交付金もそうだと思いますし、そういうやり方、そこは当然すごい上がっています。なおかつ、この消費税10%が国が7.8%、地方が2.2%ですか、その中で例えば社会保障の中で、国の方が6.28%、これが社会保障です。地方交付税が1.52%充てられています。

社会保障費の内訳を見ると、年金に約12.7兆円、そして医療関係に約11.9兆円介護に3.2兆円、子ども・子育て支援に2.6兆円、そして地方消費税が2.2兆円——これは社会保障に充てられていますが、この分の例えば5%、国だけでいくと約30兆円あるんですね。30兆円中、客観的に国の分だけでい

えば、それを2分の1にするという形のときに、じゃ、その財源はどこから発生するのかと。赤字国債をこういふときだけ出せというのは極めて違うと思うんですね。だから、考えようによっては、当然弱者を救うとかそういう気持ちはあるけれども、社会保障に充てられるその財源が消費税であることを鑑みれば、少なからずも消費税は下げるべきではないと思っています。だから、下げるのには反対します。

末宗委員 僕は去年から大体もう政府のやり方が気に入らんのか。一つは、さっきから財源の確保とかいろいろ言うけど、去年は大体二十何兆円の予備費を政府が作った。国会議員は全員辞めた方がいいぐらいの、予算も審議せんでね。予備費で全部入れたんだけど、そういう訳の分からん金で、それこそ予備費は全部赤字国債じゃ。そういうことをやっていると、それよりもこの消費税を5%下げる方が国民は分かりやすい。僕はあんな予備費を作る政府は要らんから、5%下げる分かりやすいやり方に賛成や。

今吉委員長 ほかに委員の方はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 では、委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 本当に社会保障のために使われてきたのか。今まで直接税で払ってきた社会保障の財源は一体どこに消えたのかが非常に分かりにくいんだよね。これはこの前の議論でも言ったけど、直間比率がどんどん下がってきて、もう今6対4とか、五十何%対四十何%とか、直間比率がなくなって、消費税の税率が引き上がるどころに、結局直間比率も是正じゃかっこ悪いもんだから、社会保障のために使うという文言を消費税法の第1条の中に入れたわけだ。つまり、社会保障とはもともとの出発点は違うんよ。今の議論からすると、社会保障に本当に消費税を使ってきたんなら、もっとよくなっているよ。この34年間で社会保障がよくなったものが一つでもあるかい。年金は下げられるで今度の6月から0.4%、我々も年金下げられる（「端的に言うてくれ」と言う者あり）後期高齢者医療制度、200万円、三百何十万円の

場合は、2割に上がるんだよ2割に。診療報酬も下がるんで。じゃ、一体そのお金はどこに消えていったんだ。この前、部長と議論したけれども、消費税は33年間に470兆円を結局国庫に納めたわけよ。実際に法人税、所得税、住民税、これの減税がどれくらいあったか知っていますか。600兆円超えているんだよ。つまり、所得税で直接税で取っているものを間接税で充当しているだけよ。当然のことながら社会保障がよくなるわけないんよ。社会保障のためというのは、こんなの詭弁よ。法律上そうなっているからというだけの問題で、だからそれを元に戻そうじゃないかと。

せめて、原田委員がさっき言ったように、請願者の名称はなくす会やけど、請願の趣旨はなくすことじゃないよね。5%に下げてほしいとのことだから、ここだけに光を当てて、ここをぜひ本当に理解してほしい。みんな行ってごらんよ、庶民の暮らしはもう——スナックに行つて、飲食店に行つて10%納税しているときにね、みんな大変と言わんかな。何とか下げてほしいという気持ちがあるやろう。そういうみんなの気持ちに本当に寄り添って、やろうや、これが中小業者の味方じゃ。5%、取りあえず議会としてそれを求めること。これが大事。

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。

いかがいたしましょうか。（「採決をすればいいじゃない」と言う者あり）それでは採決を行つてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 採択について挙手により採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 賛否が同数ですので、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

本請願は、不採択とすべきものと裁決いたします。

次に、請願18消費税インボイス制度実施の

延期や中止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 請願文書表3ページですが、タブレット19ページで説明します。

本請願は、コロナ禍や物価上昇等が日本経済に影響を与えている中で、来年10月からインボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務負担、消費税負担の増加につながるなどから、制度の延期又は中止を求める意見書を国に提出するよう求めるものです。

インボイス制度は複数税率の下で、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段となっており、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要な制度として位置付けられているものです。

制度の導入が中小事業者の事務負担や取引に与える影響を懸念する声があることも踏まえて、国ではその影響を緩和するための十分な経過措置を設けるとともに、関係省庁で連携しながら、制度の周知、広報や事業者に対する必要な支援などに取り組んでいます。

本県としても、国や関係団体と連携してインボイス制度の円滑な導入に取り組むこととしています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑や意見などはありませんか。

原田委員 山口税務課長が言われたとおり、議会でも堤議員の質問に対して答弁もありましたが、いわゆる税制の公平性や透明性の確保はやっぱり大事なことだと思っています。ただ、今も言われましたけど、やっぱり中小零細企業の事務負担や取引に与える影響を懸念する声があるのは事実だと思うんですね。そういう意味でいうと、例えば今インボイスに関わる、いろいろな会計ソフトもたくさんできつつあって、事務の軽減が図られつつあるんだろうと思います。ただ、周知や広報はまだ十分とは言えない部分もあると思っているので、この請願については、ぜひこれから来年10月に向けて、まだ判断材料があると考えられるので、継続請願としたらいかがかなと提案します。

末宗委員 これはインボイス制度で出しているけど、今日本が問われているのは中小企業が99.7%で生産性が向上せずに、日本人の所得が30年間ずっと下がっている状態。要するに日本の経済と社会が停滞しまくっている原因は生産性が向上しないから。例えばデービッド・アトキンソンが言うように、やっぱり100人以上の企業をつくらないと日本は将来がないという話が基本にあるわけよ。だから、中小企業がやむを得ず合併でも何でもやって、日本の社会を引き起こさないといけん。それから見たら、こういうインボイスやなんだは小さな話なんだけど、こういう状態じゃなくて、日本に透明性ができるように、社会が成長するように持っていけないと、日本の国自体が行かれんごとなるから、こういうのはちょっと論外よね。

もう、選挙が近づくとこういうのが出てね、自民党から共産党までこういうことを言うけど、本当に日本の国を思って経済を回すためには、僕はやっぱりこういうのはちょっといかがかなと思うね。

小嶋委員 会派としての態度は、さきほど原田委員が言ったけど、やっぱりこの制度そのものは、消費税が導入されている限りにおいては、益税を生じさせてはならないと思うんですね。今まで免税対象者が2千万円から1千万円に下がったのは充実、さらに強化しようとするのだと思うんですよ。税収を確保する観点からすれば、これもまた負担も公平性にしていく観点が必要だと思うので、大変厳しい社会状況、経済状況にあることは理解できるので、その点についてはぜひ、この請願は継続で取り扱ったらいいいんじゃないかなと私は強く思います。

今吉委員長 では、ほかに委員の方いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 小さいこととか、中小企業の労働生産性が低いというのは、これは間違った論点。（「こりゃあ、継続か」と言う者あり）これこれ、聞かんか人の話を。中小企業の実産性は、日本の場合OECDの中では高い方なんよ。なぜ低いかというと、（「見解の相違やけ

んいいんじゃ」と言う者あり)簡単に言うと下請単価を叩かれるわけや。だから、そういう点では、ロケットの技術をつくるぐらいの中小企業だから、非常に中小企業は技術力もあるし、そういうところの大変さは、このインボイス制度にも出てくるわけ。だから、このインボイス制度、それから、1千万円以下の免税事業者、こういう方が本当に技術を持って一人親方で頑張っている。実際に公共事業だって末端の仕事をされているのはそういう方で、そういう方が課税事業者に転換しなければいけない又は課税事業者にならなかつたら取引から除外される、いろんなその問題が出てくる。これはもともとが消費税の納税義務者は中小業者やからな。今でも複数税率が実施もされているけれども、ちゃんと申告しているわけよ。8%分も10%分でもね。申告もそんなに難しい話じゃないわけよ。だから、そういう複数税率ができたからしなければいけないというのは理屈にならない。帳簿方式は今でもしているんだから。

だから、そういう点ではこのインボイス制度はやっぱり中小零細業者にとってもみれば非常に大変だという思いから、ここに書いているのは延期や中止ですから、ぜひ延期に力を入れて——さっき原田委員が言ったけれども、来年10月からいよいよ実施だから、そういう延期を力点に置いた請願として、ぜひ対応していただきたいと思っていますので、よろしく願います。

今吉委員長 それでは、委員の方からさきほど継続審査の発言が出ましたが、継続審査について、どうでしょうか。賛成の方は。

末宗委員 俺はどっちでもいいと思う。

原田委員 やっぱり継続は難しいですかね。これは採決すると、なかなか判断しにくいところが僕らもまだまだあって。

吉竹副委員長 この請願の最終の2行の中に、延期や中止——中止も入っています。その言葉を加味すれば、当然マルかバツなんですよ、中止という言葉は。そういうことで判断しなければいけないので、ただやみくもに継続審議にするべきじゃないと思います。だから、私自身は

これには真反対です。

原田委員 中止かどうかについては、やっぱり私たちもそこは今、明確には持ち合わせていないんですよ。ただ、これから来年10月に向けて、今さっき言ったように国からの支援も行われていくとの話ですから、その支援が効果的に行われれば、またそれは実施するとききちんと効果的にできるんじゃないかと思っていて、まだ今のこの時点でこの請願を判断するには、まだまだ様子見が必要じゃないかという意見です。

今吉委員長 インボイス制度は来年10月からですかね、その制度自体もまだよく分からないところがあるんですけど、国としてはそういう消費税のシステムを少し改善しようとする発想ですから、これは我々はいいいことだと思っています。

だから、取りあえず国の方針として、いろいろな問題がたくさんあったものを、インボイス制度によって少し改良することですから、我々とする、これはもう国にやってほしいという思いです。

吉竹副委員長 採決をお願いします。

今吉委員長 委員から継続審査の御意見が出ましたので、まず継続審査の可否についてお諮りします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 それでは採決を……

原田委員 委員長すみません。私たちは退席させていただいてよろしいでしょうか。

今吉委員長 今から、継続審査の可否について採決しますので。（「分かりました」と言う者あり）

御異議がありますので、挙手により採決します。本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 賛成少数です。よって、本請願は継続審査としないことと決定しました。

原田委員 すみません。私たちは退席します。

〔原田委員、小嶋委員退室〕

今吉委員長 それでは、本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手なし〕

今吉委員長 賛成なしです。よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

〔原田委員、小嶋委員入室〕

今吉委員長 請願18は不採択と決定したのでお知らせします。

原田委員 今の請願は県民クラブでもいろいろな話が行われていて、本会議でどうするかについては、別途考えさせていただきます。すみません。

今吉委員長 以上で付託案件の審査が終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情2件について、一括して執行部の意見を求めます。

比護行政企画課長 資料の20ページをお開きください。

陳情の1件目です。本陳情は、国民の祝日である海の日を7月20日に固定化する意見書を内閣総理大臣に提出していただきたいというものです。国民の祝日に関することであり、国民的議論が必要だと考えます。

続いて、資料の21ページをお開きください。

こちらの陳情は、国際状況の激変に対処するため、内閣府に対し対外的情報省の設立を求める意見書を提出していただきたいというものです。これについて特に意見はありません。

今吉委員長 二つの陳情について、委員の皆様から意見等はありませんか。

末宗委員 僕はよう分からん。海の日は今休みかな、休みじゃねえかな。（「休みです。3連休で、今年は18日です」と言う者あり）

比護行政企画課長 すみません、説明不足で大

変失礼しました。海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の反映を願う趣旨で平成7年に制定され、平成8年7月20日から祝日として施行されています。平成15年以降、ハッピーマンデー化により7月の第3月曜日になっています。

7月20日に海の日を固定化することで、海に関わる産業への国民理解や後継者増加も期待される。また、全国の公立学校の多くが夏休み開始日を7月21日としていることから、夏休みを絡めた連休効果も大きいという陳情です。

末宗委員 これは意見で、要するに利益を生まない団体とかの人は、休みができるのには賛成なんや。それとか観光業とかね。中小企業の経営者はほとんどが反対なんや。要するに休みが1日できりゃ、有給で休ませるようなもんだからね。そして、僕はさっきも言うたんだけど、日本が30年間停滞した原因もこういうのが相当な理由であるわけじゃ。

だから僕の見解としては、こういう固定化を求める意見書の提出は言いようがないんよ。（「言いよる」と言う者あり）言いよるけど、言いようがねえんじゃ。賛成とか反対とかそういう話じゃないんよ。

吉竹副委員長 やっぱり日にちが動く、祭日と決められた日が動くこと自体が、余り望ましくない。最近そういうことが多々あるので、逆に言えば、固定化するのもいいんじゃないかなと思いますけど。

小嶋委員 副委員長のお話も分かるんですけど、そうなれば、いわゆるハッピーマンデーの方式そのものを全部見直して、体育の日は10月10日とすることに向かっていく議論をする必要があると私は思います。海の日だけ7月20日に固定というのはちょっと。趣旨が分からないわけではないけれども。

また、さきほど説明の中で7月20日を休みにすれば、夏休みが1日早まるとありましたね。これは、最近の夏休みは1週間早く終わらせる学校がほとんどになっているので、1日早かろうが遅かろうが、それはあんまり関係がないと思います。

それとあと、やっぱり国会の中でこれを動かそうとする皆さんと、そうじゃないとする皆さんとの話がまとまらずに、衛藤征士郎議員が陳情を出すという話。これは国会の中でほとんど意見がまとまっていないので、地方議会から何か意見を出してくれという話も不合理じゃないかなと私は思います。やっぱり国が毅然と、祝日についてはこういう考え方なんだと明確にした上で、議論をまた再開することにした方がよかろうと私は思います。賛成、反対は言う必要がないんでしょうけど、そういう思いがあることを申し上げておきます。

吉竹副委員長 当然、今の考え方も十分分かります。海の日に関して陳情することで、もう一回考える、国会議員にしっかり考えさせる、本当に今までがよかったのか議論をもう一回しっかりしてもらえば、私はいんじゃないかなと思います。あくまでも陳情ですから。そう思います。

末宗委員 自民党もよう議論しとけ、これは。

今吉委員長 ほかに委員の方いいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

比護行政企画課長 県内所管事務調査について報告します。資料2 2ページをお開きください。

まず、今吉委員長をはじめ委員の皆様には、振興局をはじめとした総務部の地方機関を調査いただき誠にありがとうございました。

振興局の関係では、各市町村の振興に関する連携の在り方や補助金、給付金執行の対応などについて御意見をいただきました。

県税事務所関係では、徴収猶予の状況や納付におけるキャッシュレス化の進捗状況の御質問や法人二税の所管について御意見をいただきました。

また公文書館では、収蔵する資料の基準についての御質問や職員の勤務態勢について御意見

をいただきました。

いただいた御意見については、担当課で検討し、可能なものについては施策に反映していきたいと思います。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるのでこれを許します。

それでは、①から③までの報告について一括して説明をお願いします。

比護行政企画課長 資料の2 3ページを御覧ください。指定管理者の更新について説明します。

今年度中に更新手続を行う施設については、施設を所管する部局がそれぞれ関係する委員会において説明しますが、総務部が指定管理者制度全般を所管していることから、対象施設の概要やスケジュール等について説明します。

まず、1更新施設についてです。表のとおり今年度に指定管理者の更新手続を行う施設は5施設です。

次に2選定方法についてですが、(1)のとおり、指定管理にあたっては公募を原則としますが、大分県立総合文化センターと大分県立美術館については、大分県芸術文化ゾーン創造委員会答申において両施設を一括して大分県芸術文化スポーツ振興財団に管理させることが望ましいとされていることを踏まえ、県と十分な連携が取れている大分県芸術文化スポーツ振興財団に引き続き任意指定することとしています。

また、(2)と(3)に記載がありますが、大分県リバーパーク犬飼については隣接する豊後大野市のオートキャンプサイト等と、大洲総合運動公園と大分県立フェンシング場については隣接する大分市の体育館と、それぞれ一体的かつ効率的な管理運営を図るため、それぞれ豊後大野市、大分市と共同で公募することとして

います。

続いて3の指定期間についてですが、指定管理者制度運用ガイドラインの原則どおり5年間としています。

右側に移って、4指定管理者制度更新手続きスケジュールについてです。公募と任意指定はいずれの施設も7月上旬から手続を開始し、10月下旬までには候補者を決定する予定です。

県議会では、令和4年第3回定例会において債務負担行為予算議案について、令和4年第4回定例会において指定管理者指定議案について御審議いただく予定としています。

小石電子自治体推進室長 資料の24ページを御覧ください。公金納付キャッシュレス対応の拡大について説明します。

今年2月に策定した大分県キャッシュレス実施計画に基づき、順次対応窓口を拡大しています。

①の太枠部分を御覧ください。令和4年7月14日からの導入箇所として、まずは県庁舎の本館と新館におけるキャッシュレスに対応した納付窓口として、県庁舎本館1階に大分県納付センターを設置します。当初は情報センターと防災局の行政手続を対象とし、10月から本館と新館の全ての手続に拡大します。

また、佐伯総合庁舎においても、南部振興局佐伯納税事務所、佐伯土木事務所において機器を設置し、キャッシュレス対応を開始します。

8月からは地方機関等8か所においてキャッシュレス対応を開始する予定です。

今後も試行検証の上で段階的に対応箇所を増やし、令和6年度までに全ての公金納付窓口でキャッシュレス対応を完了する予定です。

②を御覧ください。令和3年度にキャッシュレスを導入した箇所として、大分工業高校で入学料のオンライン決済を導入した事例を紹介します。

これまで入学料については、入学式当日に保護者が現金で学校に持参し、これを教職員が受け取り事務室で集計する作業がありました。今回、保護者はチラシに掲載されたQRコードから申請サイトにアクセスし、クレジットカード

により事前に入学金の支払いをできるようにしました。

その結果、約7割の方がオンライン決済を利用され、多くの方から便利だったとの声をいただくことともに、現場職員からも大きく作業が効率化したとの声が寄せられています。

引き続き、キャッシュレス対応窓口の拡大を進め、県民の利便性向上と職員の業務効率化を進めます。

渡辺県有財産経営室長 別府総合庁舎建替事業について報告します。資料の25ページをお開き願います。

1の事業目的ですが、別府市の九州横断道路沿いにある別府総合庁舎の老朽化した庁舎の建替えと集約化を行い、土地の有効活用を図るものです。

2の現状と課題ですが、まずは(1)庁舎の老朽化が顕著なことについてです。別府総合庁舎には庁舎が4棟あり、内訳は土木事務所が2棟、保健所が1棟、県税事務所と教育事務所が入る1棟があります。敷地には倉庫や車庫などを含めると18棟の建物が林立しており、そのうち、土木と保健所が入っている庁舎は築49年が経過し、これまで大規模改修をしていないため老朽化が顕著な状況です。

次の(2)県民が利用しづらい構造についてですが、約50年前の仕様で階段が急であることに加え、各庁舎ともエレベーターが設置されていません。また、庁舎が点在しているため各庁舎への移動が分かりにくく、さらに段差がありバリアフリーに対応できていません。

次の(3)土地の有効活用についてですが、庁舎や車庫、倉庫が点在しているため動線が複雑で、敷地の有効活用ができていない状況です。

3の事業概要についてですが、今回の別府総合庁舎の建替えでは、敷地内にある18棟の建物を集約化して、庁舎1棟と倉庫、車庫を整備することにしています。建替えにあたっては、既存の空きスペースを使用することにしており、既存庁舎を取り壊して建替える場合に比べ、仮設庁舎の設置を省略できることから、事業期間の短縮と事業費の削減、職員の負担軽減を図る

ことができます。

建物の集約化に伴い生まれる余剰地については、民間事業者への貸付けとし、災害時に周辺住民の一時避難場所としても活用していきます。

整備方式については、官民連携事業として県が資金を調達するDBO方式——デザイン、ビルド、オペレートの前文字を取っていますが、この方式を採用することにしています。設計、工事、管理を一括発注することで、施設の建設と維持管理を見据えた計画となるため、民間事業者の創意工夫の余地が大きくなりコスト削減が期待できます。

4のスケジュールについてですが、6月末に現時点で予定している事業内容やスケジュール等を記載した実施方針を公表し、9月には事業者の公募を予定しています。2月には事業者を決定し、3月に基本協定を締結する予定です。来年の7月議会において契約締結の議決をお願いした後に設計等に着手し、令和7年度末までには完成予定となっています。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありませんか。

小嶋委員 何点かあるんですけど、一つは指定管理の方針です。さきほど、特に総合文化センターとか県立美術館については任意とのことで、これは私も同意したんですけど、少し客観的に見てみると、ここの理事長は県から、県の退職者が長年ずっとそのトップで仕事を皆さんと一緒にやっていて、さらにまた継続するときに、5年、5年ですと県のOBがトップを務めている。こうやって任意でとなると、周りの人は余り知らないかもしれませんが、さながら県が運営している形にしているけど、指定管理者となっていて、ちょっとそういう制度でいいのかどうか。何年かに1回は、やっぱり理事長については、その役員会での話合いも要るんですけど、民間のノウハウも経営とか運営に役立たせるための考え方を整理、整備する必要があるのではないかと。これは一般の県民としての見方もあるので、それらについてもぜひ今後考慮していただく必要があるんじゃないかなと。公募でない、任意で指定することからすると、

今後続けば多少怪しいんじゃないかという話も出てこないとも限りませんから。そういう意見があることについて認識いただきたいと思います。今している人たちが悪いということではありません。

それから2点目ですが、キャッシュレス対応の拡大ですけど、これは資料のコード決済の画像がPay Pay（ペイペイ）しかないんですけど、Pay Payだけですか。Pay Payじゃなくて、d払いが使えるかとかを後で教えてください。

それから3点目ですけど、別府総合庁舎の建て替えですね。さきほどの説明の中で、整理して空いた土地は災害時の避難場所に指定、活用するとのことで、これは非常にいいことだと私は思います。それで、民間業者への貸付けはもちろん、遊休地もそれでいいと思うんですが、これから設計をしていく上で、せつかく何階建てかのビルにするんでしょうけど、広い部屋を設けて、地域の人に場合によっては町内会の会合などで貸出しができるようなスペースを確保したらどうかと思います。そうやって総合庁舎に何度か会合とかレクリエーションとかで集まるからこそ、災害時にはあそこに逃げろとなっていくと思うので、そういうことも検討できないのか、以上3点お伺いします。

比護行政企画課長 御指摘をいただきありがとうございます。1点目の指定管理の在り方についてですが、委員の御指摘のとおり、やはり民間の考え方とか手法といったものを導入して、施設を効率的、効果的に運営するのが指定管理の趣旨だと思っていて、その観点から県立総合文化センター、それからOPAMも続けています。

その上で財団の在り方についても、これは県が業務援助等に関わる団体なので、やはり所管課で団体自体の運営、組織の運営とかそういったところはしっかり見た上で、他方で県そのものが財団という形でやることで効率性、要は両立を図るという趣旨でやっているものと認識しています。

御懸念にあった、任意だと怪しいのではとの

話も理屈としてももちろんあるので、やはり財団そのものも、今現在は外部の方を招いて経営計画とかいろんな審議をしながらオープンにやっているつもりだと——私の考えではなく、財団はそうだと認識しているんですけども、そういったことをやっぱり広く見せることで、信頼を持ってやっていただくのが恐らく筋だと。我々から所管課にもそういった形で御意見をいただいたことをしっかりお伝えしたいと思います。小石電子自治体推進室長 キャッシュレスのコード決済でお答えします。

代表的なPay Payを写真で載せていますが、そのほかのシェアの高い大手6ブランドに対応する予定です。もちろんd払いにも対応します。（「ありがとうございます」と言う者あり）

渡辺県有財産経営室長 別府総合庁舎に関して質問をいただきました。災害時に活用できることはよいとおっしゃっていただきありがとうございます。

委員からは、町内会への貸出し等ができないかと御指摘がありましたけれども、公の施設としての位置付けであれば、そういったことは可能かもしれないんですが、今回プライバシーに配慮しなければならない保健所だとか、そういった行政庁舎が主に入る庁舎になるので、さきほど言ったDBOの部分に関しては、県民への貸出しは考えていません。

そして、余剰地についてですが、ここは民間の提案をいろいろ期待しているところで、多分あの辺の九州横断道路沿いの市場等を十分勘案して、民間からこういう施設が望ましいんじゃないかという提案が出てくると思うので、そこら辺はまたしっかり、どういった施設が出るか期待したいと思っています。民間に貸し出して、民間が収益を上げて、県にも貸付料として収入が入ってくるということです。

さきほどの災害時の避難に関しては、こちらがちょうど火山防災計画、鶴見岳、伽藍岳があって、この区域、庁舎があるところは、被害想定区域から外れているんですけど、近くに結構被害が及ぶ可能性があるんで、そういった場合

に、さきほど言った災害の一時避難場所として活用ができるように、提案の中にはそういったこともしっかり伝えていきたいと考えています。末宗委員 ちょっと質問じゃないんだけど、指定管理者の資料を作るときに、金額が一つもないんよ、いくらで出しているとか。大体の金額を書いてくれたら、これはどれだけ重要なとか分かるから、そこら辺をちょっと、わざわざ言わんといけんで、ちょっと面倒しいんや。ちょっと分かったら教えて。

それと、今言った別府総合庁舎で、県の施設でDBO方式というのは珍しい、少ないんだらうけど、これにいずれの費用も低減されると書いているんや。そしたら宇佐でね、この方式でやったらごみ焼却場が二百五、六十億円で、何か1者入札とかでもめたんだけど。そして、分離したら、極端に金額が落ちて100億円浮くんよ、安くなる。だからDBOが安くなるというのは、あんまり正しくないと思ってね。根本的に間違っているんじゃないかと思うんや。こういう方式になぜ今度したのかと思ってね。どういう条件で発注するのか知らんけどね。これの意味が分からんのじゃ。

普通は、設計は設計、建てるのは建てる、維持は維持でやるんだからね。それをやる意味。本当に宇佐なんか、250億円が中身、第1回目は38億円で取ったんや。2回目は今からどうするか知らんけどね。こういうのを誰も分からんような感じでやっていく意味が——まあ俺もよう分からんのやけど、透明性が極めて少ないやり方かなという印象を受けるんよ。まあ、よろしく。

比護行政企画課長 金額について御指摘をいただきました。金額は本来であれば算定と、予算を立てる中で正確に見えていくものですが、少なくともこれまでの額がどうか、そういったことは資料に記載するようにします。そちらの資料については早々にお届けするようにします。末宗委員 今言われんのか、ぱっと。

比護行政企画課長 すみません、ちょっと手元がないので、戻り次第すぐお持ちします。（「大体なめてるからよ」と言う者あり）

現在の基準価格が県立総合文化センターで4億8,400万円です。大分県立総合文化センターと大分県立美術館を合わせての基準価格がそれで現在指定管理をお願いしています。

リバーパーク犬飼については880万円で、大洲総合運動公園とフェンシング場については合わせて約7,090万円です。大変失礼しました。

渡辺県有財産経営室長 DBOについて質問をいただきました。私ども、こういった大きい庁舎等を建設する場合は、まずは官民連携、PFI事業、そういった導入可能性をしっかりと検討しなさいということで、今回のケースもその段階で検討しています。昨年度にPFI、官民連携の導入可能性調査をしたところ、分離分割発注方式では概算事業で28億4千万円、それからPFIでやった場合は28億1千万円、そしてDBO方式を採用した場合は27億7千万円で、経費についてはDBOが一番安くなるとの結果が出ているので、こちらの方式を採用しています。

末宗委員 県の施設で、例えば美術館でも武道場でも、県の行政機関はDBOを採用したことがないよね。通常しないよね。何でわざわざこういう訳の分からん入札方法を採用するのか、理屈が全然分からないのよ。本当に1割安くなるのかどうかね。さっき言ったけど、宇佐市なんか極端に言うたら何十億円と分離した方が安いんや。そういう積算が本当におたくが分かるかね。何を根拠にそういうのを出しているのかわらんけどね。

渡辺県有財産経営室長 これは民間参入の可能性の導入調査で、委託で民間のシンクタンクに計算していただいたものなんですけれども、それでいきますと、概算はそういうことでした。

それで、委員から指摘のあった美術館等です。こちらに関しては官民連携していますけれども、こちらは明らかに違うのが行政庁舎でして、複合施設であればPFIとかそういった可能性も十分検討の可能性はあるんですけど、なかなかさきほど言ったように、民間の自由度が少なくなってきましたので、今回その辺については、民

間資金を導入しないDBOを——公が資金を用意するDBOが一番ふさわしいと判断したところですよ。

末宗委員 今まで行政庁舎でそういうのをやったことは全くないよ。今おたくが言うたのは、行政庁舎がそうするのが正しいというような言い方をしたんよ。一遍も経験がないよ。それをわざわざ今回変更した理由は、全く何をやっているんか分からないんや。こそこそ何か隠れているんか分からないんや。こそこそ何か隠れているんか分からないんや。——今まで確かにしたことはないんですけど、今回、余剰地の活用というのがまず一つありますので、（「何や」と言う者あり）余剰地が今回生まれてきますので、資料の（「いや、それは分かるけど、別にもういいわ」と言う者あり）そこに民間の活用をしっかりと入れていきたいということがあって、庁舎の建築と余剰地の活用、この二つに民間の提案を入れていきたいところが今回の主なところでして、行政庁舎だけであれば、なかなか今までなかったことは事実ですけど、今後は大きな建物になれば、そういうことも検討は必ずして、従来方式と官民連携を入れることと経費等を比較して、どちらが効果的なのかをしっかりと整理していきたいと思います。

末宗委員 余剰地と今言うたけど、そんなのは理屈になるめえ。余剰地ができたなら、今度は勝手に活用すりゃいい話じゃねえか。そういう話とは違うじゃろうが。そんな妙なへ理屈を言わんで、何でこげな今までしたことがねえようなやり方を採用しようとしているんか、そこがもうこそこそして見えんのんや。何か疑わしいようなことを始めたんかという感じなんや。

渡辺県有財産経営室長 確かにDBOは初めてです。県としては資料にあるとおり、まだなかなか官民連携事業をやったことがなくて、アイネスと長浜宿舎の2か所だけですが、全国的にはDBOを採用しているものは多々あります。その中で、今回もPFIはどうなのかと官民連携を検討した結果、さきほど申したように、DBOが最も経費的には優れているとの結論が出たので、それを採用したということです。（「

ちょっと頭を冷やしたほうがいいようなので、いいですか」と言う者あり)

今吉委員長 小嶋委員どうぞ。

小嶋委員 用地の活用も含めて提案をしてもらおうと、DBOに方向性を出したのは理解できる、しかも、それをここに書いてあるとおり、維持管理も含めてやることになるわけですよ。だから、これまでとは違った形での建設に係る事業となるのでDBOにしたことは、私自身は理解できます。

それで一つ、維持管理をすることになると、もうその建設した事業者が維持管理をする会社を立ち上げて、そしてずっと、ある意味未来永劫とか、あるいは50年を一つの節目にとかで維持管理をするのかどうか。その辺、ここには所有権は県に帰属と書いてある、これを見ると維持管理——ビルの管理とか余剰地の管理、余剰地に体育館か何かを建設するとすれば、その管理も新しい会社が、建設した会社が維持管理をすることになると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

渡辺県有財産経営室長 説明不足で申し訳ありません。オペレートの部分、維持管理に関しては15年で考えています。15年で一応終了です。

それから、余剰地については最大20年間という形で提案をいただくので、その中でやっていきます。

それで、オペレート、維持管理に関しては、確かに建設会社と設計、それから維持補修、メンテナンスをする会社と、3者が組んだ形で提案をしてくることになります。よくあるのがSPCといって、特別にその目的で作られた法人を活用して、そこが管理をしていく形にもできると思うので、そこを中心に考えます。ただ、やはりある程度最初の段階で建設会社とメンテナンスを行う会社とがタッグを組んで提案をしてくる形になると思います。そのときに建物をどういう構造にすれば維持管理しやすいかなども提案の中に入ってくると思うので、そういった意味でも今回官民連携をして効果的な維持管理ができると考えています。

小嶋委員 余剰地20年と維持管理の15年が合わんのはどうして。

渡辺県有財産経営室長 余剰地に関しては、別途定期借地権で貸し出すので、そこはまた別に切り離した形でやっていきます。今回、庁舎の方は15年で行っていく、このスケジュールにある維持管理の15年で進めていきます。

戸高委員 ちょっとすみません、今ので分からなかったんで教えてください。余剰地は災害時の避難所としての活用や、と最初に言ったんですけど、今の話では箱物を造ることもあるということですか。

渡辺県有財産経営室長 当然、箱物を作る可能性は十分あります。店舗が入るテナントができる可能性もありますが、それはさきほど申し上げた民間市場調査の中で、こういった施設がいいんじゃないかという考えで建てられると思います。また、避難所ではなくて一時避難場所、逃げるためのもので、避難所ではありません。

戸高委員 そうすると、例えば建物を建てた後、この余剰地を20年運営したとして、20年後の建物はどうなるんですかね。所有権は、それを採択した県の所有になるのかもしれませんが、すみません、その辺が分からない。（「分らんなあ」と言う者あり）

渡辺県有財産経営室長 ちょっと分かりづらかったので申し訳ありません。DBOで造るのは庁舎で、余剰地は定期借地権で行いますので、戸高委員お尋ねの20年後は基本的には更地に戻していただいて、県に返還となります。建物は民間の所有になります。

原田委員 私もちっと戸高委員と同じことを聞きたかったんですけど、民間業者への貸付けと災害時の避難場所は両立しないですよ。一時避難も含めて。例えば、民間でホームセンターが入ったときに、そこに避難というのはあり得ないじゃないですか。

渡辺県有財産経営室長 そういうことも周知していくことが可能ではないかと考えています。民間に県有地を貸し出すわけですから、そういったこともせつかなので貸出しの条件というか、そういったことを視野に入れてやっていた

だきたいと。あくまで避難場所であって避難所とは違うので、ずっとそこに滞在するわけではありません。

原田委員 よく分かんないんですけど、やっぱり難しい条件をつけると民間は借りないのではないかと思います。貸すなら貸す。借り手がなかったら、そこを空き地にして避難場所にするしかないんじゃないかなと私は個人的には思ったんですけど。いろいろと楽しみにしています。

今吉委員長 では、答弁はいいですか。（「はい」と言う者あり）

では、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行いますので、このままお待ちください。

〔総務部、委員外議員退室〕

今吉委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

4月の初常任委員会の際、県外所管事務調査については、第2回定例会で改めて協議することとしていました。

去る6月14日に開催された委員長連絡調整会議で、各委員長と県外調査に関する意見交換

を行いました。全体の意見としては、感染対策を徹底し受け入れてもらえる調査先があれば、県外調査を実施してはどうかとのことでした。

ただ、コロナも完全に終息していないので、県外調査にこだわらず定例外の県内調査や参考人招致、勉強会などによる調査もできます。いろんな選択肢がありますので、この際、委員の皆様のお意見を伺い、協議したいと思います。

（「その前に懇親会をなぜやめたんか、それからじゃ」と言う者あり）

〔協議〕

今吉委員長 それでは、今回延期した執行部との懇親会について、7月に開催することで事務局に執行部との調整をお願いします。

県外調査については、事務局からスケジュールを配付して説明願います。

〔事務局スケジュールを配付、説明〕

今吉委員長 それでは、日程や調査先について協議します。御意見がありましたらお願いします。（「委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにしますので、日程はまた事務局で各委員に確認してもらい、訪問先は委員長と事務局で検討してお示しします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 特にないので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。